

決算審査特別委員会 第2号

令和5年9月13日（水曜日）

○議事日程

1 認定第 1号 令和4年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について

○出席委員（9名）

1番	工藤澄男君	2番	寶福勝哉君
3番	中村光広君	4番	高野俊和君
5番	真貝政昭君	6番	梅野史朗君
8番	山口明生君	9番	佐藤未知時君
10番	堀清君		

○欠席委員（1名）

7番 堀澤理恵君

○出席説明員

町長	成田昭彦君
副町長	奥山均君
教育長	三浦史洋君
総務課長	細川正善君
企画課長	人見完至君
町民課長	五十嵐満美君
保健福祉課長	和泉康子君
産業課長	岩戸真二君
建設水道課長	高野龍治君
会計管理者	関口央昌君
教育次長	本間克昭君
町立診療所事務長	細川武彦君
幼児センター所長	三浦卓也君
総務係長	松浦亮介君
財政係長	湯浅学君

○出席事務局職員

事務局 長 白岩 豊君

議事係兼総務係 澁谷久美君

開議 午前 9時54分

○議会事務局長（白岩 豊君） それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま委員9名が出席されております。7番、堀澤委員につきましては、発熱による体調不良のため欠席との連絡が入っております。

説明員は、町長以下15名の出席でございます。

以上です。

◎開議の宣告

○委員長（山口明生君） ただいま事務局長の報告のとおり、9名の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時54分

再開 午前 9時56分

○委員長（山口明生君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第1号

○委員長（山口明生君） 一般会計の歳出から質疑を行います。

1款議会費、44ページ、45ページについて質疑を許します。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 45ページの旅費について伺います。毎年道の議長会主催の議員研修会に、議決を取って1泊で全議員対象にそういう行事予定がされています。それで、町長、一番古いので伺いますけれども、私昭和58年に古平町議会に参画して、その当時からこの予算が認められていたのです。1泊研修ですね。多分かなり古い時代から行われていたのではないかと思いますけれども、当時のことを思い起こせば、札幌という近いところでありながら、1泊というのはかなり交通事情が悪かったからではないかというふうに思っているのです。それで、当時から見ると、大分道路も改善されて、ほとんど通いの町みたいになりつつあるのですけれども、1泊というのはあしき慣習に入ってきているのではないかというふうに思っているのです。税金の使い道としていかがなものかという疑問です。過去のそういういきさつも含めて、町長、何か記憶があればお答えしていただきたいと思いますが。

○町長（成田昭彦君） 議会予算なので、私からの答弁というよりも、過去を振り返って私が職員時代含めて古いということで、確かに以前、私がまだ若い頃、議員さんの出張というか研修では、私の思いの中では皆さん定山溪のほうへ行って1泊で行ったという記憶がございます。それに職員も随行していたのかなという記憶もございますけれども、そういったのは古くからあったというふ

うに記憶してございます。

○5番（真貝政昭君） ちょうど4年前になりますか、この1泊研修のときに、宿泊後、次の日に自衛隊に見学しに行くということで、当時の議会側の対応としては、議員視察に当たらないという前提で、次の日のバスチャーター等は議員側で持ったといういきさつがあったのです。議員研修というのは、相手側の議会側が対応して何らかの目的で議員研修、視察するというのが前提なので、こういう特殊な場合は議員研修に当たらないというふうに思っているのですが、当時の議会側の対応としては妥当な決断であったというふうに思っているのです。しかし、それであれば宿泊の妥当性というのが問われるのです。かつて、故鶴谷議員が主導して視察研修をしたことがあります。新十津川まで日帰りで見学しましたがけれども、やはりこの予算は議会側と町側の双方の判断によりますけれども、そろそろなくしてもいい1泊という宿泊ではないかというふうに思っているのですが、ぜひご検討いただきたいなと思う次第です。

それと、この議会費でたびたび私議題にするのですけれども、コロナの関係で後志全体のパークゴルフ大会が全面中止となりました。にもかかわらず、北後志の議長会主催のパークゴルフ大会が継続されていると。足並みをそろえることができなかったということです。それで、持ち回りですけれども、各町村の議会事務局は町職員に対して、古平の場合ですと、過去の事例ですと12名の動員を求めて接待に当たるというふうにしていきます。勤務中なので、お遊びの相手はできないということで、前任者の答弁ですと有給休暇を取って対応しているから問題ないのだということなのですが、職員の有給休暇というのは労働者の権利として自分の体を休めたり家族のために有給休暇をいうのは権利として獲得されてきたものです。それを通常の日におろそかにして議員の接待をするというのは、これは道に外れていると。大会をやるのであれば、ぜひとも自分たちでやりなさいという形にすべきだと思うのです。そういう形で職員の体を酷使させるようなことはすべきでないというふうに思っているのですけれども、地方公務員の職場環境の改善というのがかなり問題にされて改善されてきていますよね。ぜひともそこら辺は見直しすべきだと思うのですが、どうですか。

○町長（成田昭彦君） 先ほどの議員視察の件につきまして、それからパークゴルフ、古平で行うことも、北後志はこれからあると伺っておりますけれども、そういった中でもし古平町が会場になってやるのであれば、それは議会側からそういった職員に対しての要請があれば、それはその場で考えていきたいなと思っております。いずれにしても、そういったものに職員が年次休暇を使って対応するというのは、私は間違いだと思っておりますので、それはもし来た場合には職務として扱うか、そういった方向では考えていきたいと思っております。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） ないようですので、次に2款総務費、44ページ、45ページから64ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○4番（高野俊和君） 初めに、47ページの一般管理費の委託料の中に包括業務の委託料がありますけれども、この包括業務は学校の清掃や道路、公園の清掃など12項目ほど業務があると思えます

けれども、これって委託するときに業務1つずつ委託するのでしたか、それとも一括で委託をして、この計上をしているのでしたでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 高野委員のご質問にお答えします。

この包括業務委託につきましては、一つ一つではなくて一括して委託しております。

○4番（高野俊和君） 契約だと思えますけれども、4年度も不用額が330万円ほど出ておるのですけれども、この辺は何か取りやめになった業務とか、そういう事情があったのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 今のご質問にお答えします。

330万円の不用額、なぜなのかというご質問なのですが、取りやめになったものはありません。包括業務委託3年契約です。4年度が初年度です。4、5、6という3年契約です。予算の段階では前契約ですので、令和元年度からの1、2、3の契約の金額を基に積算したのですが、実際に相手からの提案だとか、こちらの業務の発注する内容だとかを精査した結果、前契約よりは安くなったので、330万円ほど不用額が出たという考え方になります。

○4番（高野俊和君） 分かりました。

そうしたら、例えば業務を頼んだとして、業務をお願いして業務をしたとしますね。そうしたら、1年以内で契約以外の金額が増えるということもないということですね。

○総務課長（細川正善君） 当初契約するに当たって、こちらから業務内容は提示しますが、やはり年度の途中で必要な業務が出てくる場合もあります。今回で言えば、例えば公共施設の屋根の雪下ろしなんかが出てきた場合は改めて包括業務委託として頼むこともあります。そういう場合は、当初の契約から少しお金が増えたり当初の範囲内でできるよとかということになる場合もあります。

○4番（高野俊和君） 次に、53ページです。この中で空き家対策の支援業務委託料とありますけれども、再三この空き家に関しては出てきますけれども、これはたしか連絡の取れないところとか、町で関わったところが昨年では、令和3年度では3件ほどあったと思うのですけれども、その部分に関わる経費だと思えますけれども、今相続放棄をしているところも何件かあるということでもありますけれども、この3件というのは相続放棄をしているところとは別に相続放棄をしているところがあるということですか。ということになると、連絡がつかないとか、そういう箇所がトータルでどのぐらいあるのでしょうか。

○企画課長（人見完至君） 質問にお答えいたします。

項目としては、空き家対策支援業務委託料3万3,000円の部分になります。これについては、令和4年度につきましては、内容としては空き家の、基本的には所有者の分からない部分について戸籍等の収集だとかを行政書士の方に委託する業務の内容になっております。令和4年度から単価契約ということで、今までは定額で、3年度までは定額で年額でお支払いをしていたのですが、令和4年度から一回一回の単価契約に切り替えてございます。令和4年度につきましては、内容としては令和5年度から今現在空き家のワンストップ相談窓口等を実施しておりますけれども、そういった新しい事業に関する打合せ等で2回実施している分になります。

それと、所有者等が判明しない空き家についてですけれども、その3件というのはうちの町のほ

うで冬の間雪等の関係がありまして、対応しなければいけない案件が3件ということで以前からご説明しているところです。それ以外の、実際その所有者等がないというところは、今数では押さえておりませんが、そういう相続放棄等々は進んでいる物件はございます。

○4番（高野俊和君） とすることは、相続放棄をしているところも含めると、件数はまたかなり増えるということになると思うのですけれども、ご承知のとおり空き家は冬になりますと近所の落雪とか道路を塞ぐとかいろいろありますし、最近ではそれ以外に空き家にキツネが出入りをして困るから何とかしてくれとか、スズメバチの巣を組んで飛び交っているのでもとかならないかと、いろいろあります。その都度役場にもお願いしたりしておるのですけれども、なかなか対応に厳しいところがあります。さらに言いますと、昨年あたりは空き家のアンテナが隣の屋根に引っかかってとかならないかと。課長に大変お世話になりましたけれども、雪以外にもそういう苦情が物すごくあるのですけれども、他の町内会とかそういうところでそういうような苦情とかはあるのでしょうか。

○企画課長（人見完至君） 他の町内会でも様々声は聞いております。

そういったケース受けまして、令和4年度につきましてはそういった声をいただいて8件ほど所有者等に文書等で通知したりして対応を促しております。

○4番（高野俊和君） キツネの穴につきましては、近所の大工さんとかに頼んで、石積んだりなんかして少し対応はしたのですけれども、いろいろ対応できないことがありますので、そのときにはまたどうしても役場のほうに連絡せざるを得ないと思うのですけれども、そのときにはよろしくお願いをしたいと思います。

終わります。

○3番（中村光広君） 57ページ、12目地方創生臨時交付金費の11節役務費、右側に行ってWeb広告料というのが294万5,931円上がっているのですが、これの内訳を教えてください。

○産業課長（岩戸真二君） Web広告費の内訳なのですけれども、特産品特設サイトリニューアル制作費が55万円、ヤフー検索広告、グーグル検索広告が177万3,433円、運用手数料が35万4,686円、消費税が26万7,812円、計の294万5,931円となっております。

○3番（中村光広君） このWeb広告料というのは、主というか、ほとんど古平町の特産品のふるさと納税の関係ですか。ほかにも何かありますか。

○産業課長（岩戸真二君） 特産品の紹介をしております、ふるさと納税のほうにも影響がある広告となっております。

○3番（中村光広君） せっかくのWeb広告ですので、できればほかにも、例えば家族旅行村をどこかの興味を持っていただける企業さんに伝わるような、企業さんですとか個人ですとか、興味持って運営していただけるような方の募集ですとか、そういった部分も含めて広告出せばいいかなと思うのですけれども、その点いかがですか。

○産業課長（岩戸真二君） 今のところは、広告は特産品のみで考えているのですけれども、家族旅行村については北海道のポータルサイトのほうで企業に利活用を募集している公共施設ということで載せております。

○6番（梅野史朗君） まず、49ページです。下段のほうの観光交流センター設計委託料というのがございます。決算とはずれのかもしれないのですが、町長の行政報告の中でTAISHIさんと契約が決まったというふうなお話でしたが、この内容につきまして、もしどのような形での契約かというのが分かることがあればお話ししていただければと思います。

○企画課長（人見完至君） 観光交流センターの契約ということによろしかったでしょうか。

契約については、設計の契約につきましては、この周辺一体の計画を以前から進めて共同でやっておりました日本データサービス株式会社というところと契約をして進めておりました。それで、設計を修正設計ということで契約をして進めておいた金額になります。

○6番（梅野史朗君） すみません。言い方が悪かったです。

道の駅の指定管理の契約のことで、以前お話を聞いた、地方がどこまで持つとか利益の中でこれは持ってもらおうとかというお話についての内容の契約は何か分かっていることはありますかというふうに……

○産業課長（岩戸真二君） 道の駅の指定管理料の契約の関係なのですけれども、今は指定管理候補者ということで、まだ正式に指定管理者にはなっていないので、今の段階は指定管理候補者のみの決定でございまして、詳しい指定管理料とかそういう部分はまだ決まっておられません。

○6番（梅野史朗君） 今のは分かりました。次に行っているのですね。

次、53ページ、お願いします。上のほうにコミュニティバス運行業務委託料というのがございます。コミュニティバスは、いわば町民の足ということになって、皆さん大変使って、ありがたいと思っている。また、ちょっと時間がずれたりして、ここのところ困ったなという感じが、聞いている声があるというのがございます。その中で、もしコミュニティバス、時間が合わないなという感じになってしまった場合の町民の足となると、タクシーになるかなというふうに思います。ちょっとずれのかもしれないかもしれませんが、タクシーの使用頻度が上がっているかどうかというのを確認されているでしょうか。

○企画課長（人見完至君） ご質問にお答えいたします。

タクシーの利用頻度につきましては、4年度に関して具体的に数字を上げていただいたものではありません。ただ、今年度、令和5年度について補正させていただいて、つばめ交通株式会社のほうに対して補助を進めておりますので、その中ではこれからにつきましては利用状況の報告等はいただいで、数字を把握していく予定でございます。

○6番（梅野史朗君） では、そちらのほうの数字は、分かったらまたお願いしたいと思います。

そのタクシーについてですが、町民からのタクシーに対する評価などは聞いているのでしょうか。

○企画課長（人見完至君） 町民の方に対して、タクシーの評価というのは直接聞いておりません。

○6番（梅野史朗君） 私のところにタクシーにつきまして対応がよくないと。特に夜、飲みに出た場合の帰りの足がなくて今まで困っていたところが、タクシーが走っていることによって非常にありがたいと、みんな喜んでいたというところでしたが、何か対応が悪くて、そんな態度を取るならいいわ、乗らないわ、帰るわというようなことも聞いていますので、その辺の対応を、補助も出している立場ですし、検討していただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 今梅野委員おっしゃるとおり、私もその辺は聞いておりました。ただ、前と違って、20分あれば余市から来るとい形には進んでおりますけれども、あるお客さんからは、そういったタクシーを申し込むのに事務所のほうに電話したら、その対応が悪かったということで、折り返し対応する、まずいのではないかとということで苦情を申し上げたということは聞いてございます。それで、向こうのほうでは謝って、これからそういったこと気をつけますということで聞いております。ただ、運転手さんたちにはそういった、古平でこうやっていますので、その時間で行くようにということは周知されているようでして、ただ窓口対応が悪かったということで、乗客が直接事務所のほうに電話したという苦情は聞いております。

○6番（梅野史朗君） 今の件、分かりました。また、もし同様のことがありましたら、ひとつうまく対応していただければなというふうに思います。

59ページ、診療所感染症対策備品購入費でございます。これは、コロナワクチンのほうとかの関係だと思っておりますが、発熱外来のプレハブを病院前に置いてやっております。私もこの間お世話になりました。海のまちクリニックの発熱外来での検査数と、そのときの陽性率というのは分かっているでしょうか。分かっていたら教えてください。

○町立診療所事務長（細川武彦君） 質問にお答えします。

令和4年度の検査数、総数ですが、394件です。そのうち陽性者が79人となっています。月別でいきますと、8月が51件、10月が64件、11月が60件検査と多い月となっています。

以上です。

○6番（梅野史朗君） ありがとうございます。

前に人数が多いとかそういうときに、できれば検査キットをこうやって自分でやらしてもらえませんかというような対応があったというふうに聞いております。やはり検査キットと実際に病院で調べるのと、また違ってくると思いますので、その辺につきましてはなるべく対応していただけるように指導していただければというふうに思います。

以上です。

○1番（工藤澄男君） 49ページの12節委託料の中で、下から2行目に特定建築物衛生管理委託料とありますけれども、この特定建築物とは何を指すのか。

そして、衛生管理とはどのようなことをするのかお知らせください。

○総務課長（細川正善君） 工藤委員のご質問にお答えいたします。

まず、特定建築物というのは何を指すのかということですが、この複合施設、延べ床面積が3,000平米以上ございます。そういう3,000平米以上ある建物は建築物における衛生的環境の確保に関する法律というものに基づいて衛生管理をしなければいけないことになってございます。それで、まず何を指すのかといいますと、面積が3,000平米以上ある建物だからということで、まずご理解ください。

実際にどんなことをやるのかといいますと、何点かあるのですが、空気環境の測定、ホルムアルデヒド、そういうものの測定、貯水槽の清掃、一般水質検査、害虫防除だとか駆除の点検だとか、そういうものを衛生管理として業者に委託してございます。

○1番（工藤澄男君） 分かりました。

次に、53ページ、12節の、これも委託料で、先ほど高野委員がおっしゃってありました空き家の点なのですけれども、やはり蜂だとかいろんなものがあって、結局役場のほうへ頼まざるを得ないというようなことが実際に私の町内でも2件ありました。1件は、空き家にあった木にカラスが巣を作って、隣近所に迷惑をしているので除去してほしいという点と、それからその隣の家の花畑の中でキツネが死んでいたというのがありました。それで、役場のほうへ行きましてお願いしましたら、職員が一番最初の対応が、それはその家の個人でやってくださいということなのです。だから、空き家だから頼みに来たのだと言うのだけれども、まだぴんとこないようで、最終的にはやってくれましたけれども、そういうのはもうちょっと素直になれないものですか。あくまでも持ち主に言ってくださいということなのです。それで、たまたま1件のほうは古平にその家の方が住んでいたみたいで、わざわざその人を呼んできているのです。そこまでの手間があったら、それより先に、危ないものは先に除去してくれるぐらいの気持ちがあったほうがいいのではないかと思うのですけれども、どうでしょう。

○町長（成田昭彦君） 工藤委員おっしゃるのも理解できますけれども、あくまでも行政としては、やはりそういった空き家であっても個人の財産であるということを優先して、その中でどういう対応ができるのか。まず、そういったことを確認してからでないと動けない。ただそこに、例えばキツネの死骸があったから、それを個人財産にところにあるものを、はい、分かりましたというわけにはなかなかいかない現状です。それは、やはりあくまでも個人の財産は個人が守るということですので、管理するということですので、その段階から始めて、それでは個人のほうで処理できないのか、そういったものを調べながらということになりますので、職員も、はい、分かりましたというふうにはなかなかいかないのが現状でございます。

○1番（工藤澄男君） カラスの件につきましては、古平町内に住んでいる娘さんを探してまで連れてきていると。しかし、実際にある課長さんとたまたま会って、その課長さんが即消防署のほうへこういうのあるのだけれどもと言ったら、すぐ5分もたたないうちに消防が来て、ぱっと落として、そしてきれいに片づけてくれた。やればできるのですよね。どうしても個人が個人がという言葉がどうも私の耳に残って、気になっていたものですから質問した次第です。

次に、55ページの報償費の件、下から4列目ですか、これはただ数だけでよろしいと思うのですけれども、功労者弔慰金等報償費、これの内訳だけ教えてください。

○総務課長（細川正善君） 工藤委員のご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、功労者に対する弔慰金、香典ですね、令和4年度は4件ございました。その4件に弔慰金と供花を送ってございます。それで17万2,800円となっております。

○5番（真貝政昭君） ページは前後しますけれども、まず49ページの、先ほど質問がありました特定建築物衛生管理委託料です。延べ床面積が3,000平方メートル以上という説明もありましたけれども、RCで特殊建築物の部類に学校も入るのではなかったかというふうに思っているのですけれども、学校はこの特定建築物衛生管理委託の対象にはならないのでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） その対象になるかどうかは今把握していないのですけれども、水質検

査だとか空気の検査は別途委託はしております。ただ、この法律に当てはまってやっているのかどうかは今把握しておりません。

○5番（真貝政昭君） 特に化学物質とかの件が一般住宅でもかなり規制されてきています。昨今の状況がそういうあんばいなので、ぜひ調べていただいて、もし手抜かりがあれば適切な対応をすべきかというふうに思っています。

同じ項目で上のほうにPCB廃棄物処理業務委託料と、その上に高濃度PCB廃棄物収集運搬業務委託料というのがあります。廃プラなのか、それともまた別な件なのか、そこも含めて説明してください。

○企画課長（人見完至君） PCBにつきましては、文化会館の解体工事において見つかったものであります。蛍光灯の安定器に含有していたものを、この決算のとおり収集運搬と処理を実施したのものになります。

○5番（真貝政昭君） 戻りまして、47ページです。委託料で包括業務委託料で令和4年、5年、6年の3か年の指定管理ということで説明がありました。前段で令和元年から3年まで、最初の指定管理というのが行われているはずなのですけれども、当初の指定管理の相手方は共立メンテナンスという名称でしたけれども、令和4年の更新に当たって会社名は同じでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 契約のプロポーザルをやったときは共立メンテナンスでしたが、途中で公共的団体との業務を担う部門が独立いたしまして、現在は共立ソリューションズというところと、ほぼほぼ同じなのですけれども、契約になってございます。

○5番（真貝政昭君） 款は違うのですけれども、B&Gの指定管理者が共立ソリューションズということでやっていますね。それが約2,200万円です。今回のこの5,100万円と合わせると、7,000万円を超える金額を会社が請け負っていると。共立メンテナンスの子会社というふうに捉えているのですけれども、または部門を変えた特殊な独立団体というふうに捉えたほうがいいのでしょうか。同じ企業内のものとして捉えたほうがいいのか、全く子会社化されたものなのかという捉え方なのですけれども、共立メンテナンスのホームページを見ますと、古平町の指定管理を請け負っているということで、わざわざ古平町という名前を上げて広告、ホームページに公表しているのですね。それで、B&Gの最初指定管理になったときに古平営業所長が共立メンテナンスとして初めて地方自治体の施設の指定管理をいただいたということで、この部分は共立メンテナンスの広告の先走りといえますか、パイオニア的な部分なのです。地方自治体の施設の指定管理という点です。それで、この包括業務の点、それからB&Gの指定管理にもつながりますけれども、令和3年に初めて包括業務が行われたときの町側から出された資料によると、各部署で働く方たちの人件費のみが議会側に提示されて、そして全体的な数字、過去3年間の分はこの5,181万円よりも多い額の金額で請け負ったのです。ですから、一般的に人件費だけ提示されますと、ピンはねなしに会社が経営できない状況なので、働いている方たちの待遇問題に疑問を持っています。

それで、昨今の労働環境といいますか、建設関係でいいますと道の労務費が非常に値上がりしているというか、上がっています。ついこの間、普通作業員の人件費が1日1万6,000円台だったのが2万円近くにはね上がっているのです。国の動きとも関連しますけれども、やっぱり一般民間企業

で働く方たちの給与を3年間ほぼ動かないような形で町側はそれに甘んじて契約するということが考え物でないかというふうに思っているのです。先ほどいろんな除雪だとか、その時々事態に応じて金額が上下するというふうに言われましたけれども、人件費が主の契約なので、そういう労働者たちの待遇改善という点から幅を持たせた契約変更、これが必要でないかというふうに思っているのですけれども、そういう対応はされているのですか。

○総務課長（細川正善君） 真貝委員の質問にお答えします。

この包括業務委託の契約書の中では、簡単に言うと、平たく言うと金額が合わなくなった場合は協議することとなってございますので、昨今のような人件費の高騰だとか起きた場合には、相手側の業者からそういう申出があるものだというふうにこちらでは理解しておりますし、そういう申出があったときには協議に応じるというふうに考えてございます。

○5番（真貝政昭君） 民間業界としては、やはり会社の経営方針というのはありますから、労働者の待遇というのは二の次になる場合も多々あるのですよね。ですけれども、やっぱり公共部門で働いている方たちですから、やはり町側がお願いしているのですから、町側から打診するということも必要なことだと思うので、ぜひそこら辺を検討していただきたいと思いますと思う次第です。

次です。51ページの工事請負費です。中心拠点再生地区整備工事請負費が2億3,497万1,000円、令和4年は大詰めに来まして、この複合施設が防災棟も含めて完成したのですけれども、当初複合施設の工事費は最大25億円という債務負担行為を起こしています。一体この複合施設は幾らで完成したのか。それと、防災棟が幾らで完成したのか。概略でいいですので、説明してください。

○総務課長（細川正善君） 真貝委員の質問にお答えいたします。

この本複合施設かなえ～るがどれだけの金額で建設されたのか、さらには防災棟が幾らだったのかという点をお答えいたします。令和4年度とはかけ離れるのですけれども、令和3年度の決算になってしまいますが、本複合施設、防災棟も含め、総額で37億2,315万5,000円でございます。そのうち防災棟につきましては、2億4,748万9,000円というふうになってございます。

○5番（真貝政昭君） めでたいことなので、前任者、前々任者の構想のときは約15億円から17億円くらいで庁舎、公民館を建設するという、そういう構想だったのです。それは、前任者の当初の説明にもそういう数字が出ていました。25億円に膨れ上がったということで、どういうものができるかというのを疑問に思っていましたけれども、めでたいことなので賛成したのですけれども、このように膨らむというふうにはまず思いませんでした。

それで、建設されたスーパーゼネコンは最初から、前任者の言い方を借りますと、ほかの業者が太刀打ちできないのが分かっていたと、そのような言い方をしていました。公募型のプロポーザルで設計に入っていったのですけれども、その前段で同じ6月の議会でしたけれども、例の工事費の専決処分、契約よりも上限2割多くまでを専決処分できるという、そういう条例改正がされました。議員提案ということで、後から検証しますと、議会に文句言わせないという、そういう手法、考え方でやられたものだというふうに私は理解しています。

それで、資料請求では町側から出てこなかったのですけれども、調べましたら令和3年3月の定例で工事費の増額が専決処分が出ていました。十六、七億円くらいのが20億円近く、約2割です。

当初から予定されているようなことがとっ始めから準備されていたというのがこれで理解したのですけれども、その結果が25億円の予定が四十数億円に膨れ上がったということです。調べましたら、工事額の変更額の増額を2割まで専決処分で認めるというのは、北後志のほかの町村でも全くありませんでした。道庁でも2割までという、そういう専決処分の規則、ルールはありませんでした。これは、前任者が複合庁舎をやるに当たってつくられた特別のルールだというふうに理解しています。議会側からすると、増額の工事の変更額に対してチェック機能が働かないような形にされたということで、これは町側にとっても議会側にとってもゆゆしき事態だというふうに私は思っています。議会側が提案しようが、町側が提案しようが、上限2割まで専決処分できるという項目は即刻削除すべきだというふうに考えているのです。ぜひ議会側と相談していただいて、妥当な形で決着すべきだというふうに思っているのですけれども、どうでしょうか。

○町長（成田昭彦君） ただいまのご質問でございますけれども、4年度の決算とかけ離れているのかなという気もしますけれども、本来の専決処分の在り方、そういったものを見直すといえますか、私も確かに今回、後で議案見させていただきましたけれども、こういった専決処分はあり得ないなというふうに考えていますので、北後志でもそういったものを参考にしながら、その辺は改めていかなければならないというふうに思っております。

○5番（真貝政昭君） 53ページの工事請負費で沖町バス待合所撤去工事請負費がありました。ボックス型の簡便な設置型の待合所というふうに記憶していますけれども、これは廃棄されたのですか。

○企画課長（人見完至君） 沖町のバス待合所に関しては、令和4年11月に現地確認したところ、天井が落ちていました。破損しておりまして、中に雨水も浸入していることを確認しておりましたので、今回これで撤去して処分をしてございます。

○5番（真貝政昭君） 浜町のバス停を見ますと、随分と風雨にさらされながらバスを待っている方たちを見受けることが多々あります。セコマ近くだとか、それから旧消防庁舎向かいだとか、空き地があるようなので、使えるものだったらそこら辺に土地を借りて移すことも可能であったのではないかと。古平町内の中央バスの待合所は新地方面1か所と、それから沢江ですか、にありますけれども、ぜひ機会があればそういうのも検討していただければなというふうに思ったものですから、聞いた次第です。

それから、歌棄のサキチョウさんの資料館解体しましたけれども……

○委員長（山口明生君） ページ数、お願いします。

○5番（真貝政昭君） ページ数は、課長、何ページでしょうか。

（「51ページです」と呼ぶ者あり）

○5番（真貝政昭君） 51ページだそうです。ありましたね。

歌棄資料館解体工事請負費です。長らく放置して、ひどい状況になったので、解体という憂き目に遭ったのですけれども、当時のニシン場の名残として、図面だとか、そういうのに収めることはできないのかなというふうに思っていた次第です。今デジタル化なので、デジカメで写して、そういうので長らく保存するだとか、町の歴史としてそういう作業をされたのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 真貝委員の質問にお答えいたします。

まず、写真を撮ったのか、デジタル化で残したのかというところでいきますと、既に私たちが手がけるときにはもうぼろぼろでしたので、写真に撮るところまではやっておりません。ただ、建物の図面については、紙では残ってございます。

○5番（真貝政昭君） ぼろぼろになる前の写真はどこかにはあるはずですね。そういうのをまとめて、こうだったのだというような整理の仕方というのはぜひ必要だと思うのです。

それと、その下に石碑等移設工事請負費がありますけれども、これはどこなのか。

○企画課長（人見完至君） 石碑等移設工事請負費につきましては、この建物の近くにございました二宮金次郎の碑がありまして、それを解体してございます。それと、高野素十句碑については、道路を挟んで前のほうに移設をしたものになっております。

○5番（真貝政昭君） この敷地内には、水見悠々子さんの句碑もあったように思いますけれども、記憶違いでしたでしょうか。そのほかに句碑というのはなかったでしょうか。

○企画課長（人見完至君） 真貝委員の質問の水見碑につきましては移してなくて、現状あります。その隣に今回の高野素十句の碑を並べたという形になっております。それ以外は現状こういった石碑等はありません。

○5番（真貝政昭君） ちなみに、前年になるのか、前々年になるのか、吉田一穂の句碑が温泉のほうに移されましたよね。場所をそこに決めたにしても、向きがあっぺで、誰も誰のものなのか、何の石なのかというものですよね。今吉田一穂について、町のほうでいろいろと調査等をやっているようですけれども、仮にそういう方たちを案内したにしても、町の笑い物になるような、そういう設置の仕方というのはいかがなものかというふうに思っているのです。お金がかかっても、やっぱりああいう間違った設置の仕方は正すべきだというふうに思っているのですけれども、違いますか。

○町長（成田昭彦君） 一穂の白鳥古丹碑、確かに温泉のほうにございます。海側のほう向いていて、説明もなかったわけでございますけれども、それに一穂の白鳥古丹の説明書きをあそこにつけました。うちの句碑全てにそういった句碑の出来から何からというものをつけておりますので、今から白鳥古丹の向きを変えるということは考えていないで、皆さんが見て、その句碑の建立の意味を理解できるような、そういった配慮はしてございますので。ただ、今私が一番気になっているのは、町民憲章なのです。町民憲章が漁港に建っていますけれども、どうしてもあそこの管理が、草わらになって、その中にいるという何かわびしい感じもしていますので、あの辺も整備したいなというふうには考えてございますけれども、以前に移した町民憲章、あるいは一穂の白鳥古丹等の向きを変えるとか移転させるということは考えてございません。

○5番（真貝政昭君） まるで石が生きているかのような設置の仕方なのです。何が書いてあるかというのは一目瞭然に来客者に分かるような方向に向けるというのが、こういう石碑だとか句碑の設置の仕方なのです。もったいないなというふうに思います。

吉田一穂の句碑については、文化会館の前で盛大に行事が、儀式が行われてお祝いをしたといういきさつがあります。それが関係者に知らない間に勝手にああいう形で移設されたというのは、や

はりこれはこれで笑い話で済まされることではないというふうに思いますので、ぜひともふるさとを思う方たちのためにもお金を使って向きを変えるだとか場所を移設するだとか考えるべきだというふうに思います。

吉田一穂というのは、古平の歴史の中で文学者としてきちっと位置づけられている方ですから、それ相応の対応をしたほうがよいのではないかというふうに私は思います。どうでもいいという方たちにとってはどうでもいい話なのですけれども、そうはいかないと思いますので、一言言った次第です。

○委員長（山口明生君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○委員長（山口明生君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

2款総務費、質疑ございましたらお願いいたします。

○5番（真貝政昭君） 51ページです。複合施設なのですけれども、確認です。

吹き抜け部分のロビーと庁舎部分がヒートポンプで、エアコンについてはここについている3階の中ホールというのですか、それと1階の大ホール、それから図書館もそうですか。それと、各部屋がありますよね。1階の厨房、2階の和室等がありますけれども、今言った各部屋、エアコンが設置されているかどうか。それから、ヒートポンプのエリア、今言ったとおりでよかったですか確認です。

○総務課長（細川正善君） 真貝委員の質問にお答えします。

まず、エアコンがついている場所ということで、1階から行きます。1階の大ホール、それと調理室、さらには大ホールをパーティションで仕切ったら多目的室というのできるのですけれども、その多目的室もついてございます。それと、執務室の横に相談室2つございます。その相談室にもついてございます。2階に行きますと、2階の図書館、和室、それと2階は執務室にも1つついてございます。それと、町長室、その横の会議室。3階に行きまして、この中ホール、その隣の創作活動室、議会事務局の事務室、さらには電算室というふうになってございます。

ヒートポンプにつきましては、先ほど真貝委員がおっしゃったところでおおむね間違いないところでございます。

○5番（真貝政昭君） この複合庁舎ですけれども、機能としてもう一点聞きたいのは、議会で南三陸町の新庁舎視察しているのです。この庁舎と同じように近代的な庁舎です。それで、南三陸町は津波に被災する前からこういう議場をリアルタイムでインターネットで町民が見られるような仕掛けになっているのです。新庁舎も多分そういうふうになっていると思います。議会の可視化というのは、全国の地方自治体の3分の2が狭い広さありますけれども、可視化になっています。この建物は、それができる建物なのですか。そこに何かカメラのようなものがありますけれども、それが可能かどうか伺います。

○総務課長（細川正善君） 結論から言いますと、できるのかできないのかと言ったらできます。ただ、現時点では配線は来ておりますが、機器を設置していないので、現時点ではできません。

○5番（真貝政昭君） 課長、この総務費の中に幼児センターの調理室のエアコン設置というのがあったのですけれども、何ページでしたか、さっき見つけたのですけれども。

○総務課長（細川正善君） 幼児センターの調理室のエアコンにつきましては、この総務費の中にはございません。3款の民生費のほうでございます。

○5番（真貝政昭君） 分かりました。見間違えました。

○委員長（山口明生君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時21分

○委員長（山口明生君） 会議を再開します。

○5番（真貝政昭君） 幼児センターエアコン設置工事請負費、場所をもう一回説明してください。

○幼児センター所長（三浦卓也君） お答えいたします。

2階の事務室、そして支援センターのほうに設置をさせていただいております。

以上です。

○5番（真貝政昭君） 款が違いますけれども、令和4年度に事務室と、それから支援センターと、それから調理室に設置されたということによろしいですね。

○総務課長（細川正善君） はい、真貝委員の今の考え方で間違いございません。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） ないようですので、次に3款民生費、64ページ、65ページから79ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○4番（高野俊和君） 66ページの老人福祉費の中に12節委託料で高齢者の福祉温泉の優待券があるのでありますが、これはふるさと応援基金から支出していると思うのですが、令和3年に続きまして予算の半分ほどしか利用されていません。これは、対象者が要望しなかったものなのか、それとも優待券を発行したけれども、利用されなかったのか、どちらなのでしょう。

○産業課長（岩戸真二君） 高野委員の質問にお答えいたします。

申請自体が少なかったものですから、指定管理料の支払いも少ないような状態になっております。

○4番（高野俊和君） せっかくこのような制度があるのに利用されないというのはもったいないし、残念だと思いますけれども、これは何か前に受け取りに来るのが嫌だとか、受け取りに来るとき写真撮影か何かするのが嫌だとか、いろんなのがありましたけれども、現在でもそのような状況で利用されていないというような感じはあるのでしょうか。

○産業課長（岩戸真二君） 平成30年のときに写真を添付ということで、そこから申請者数がかなり減っている状態になりまして、令和4年からはその写真添付はやめたのですけれども、まだ依然

として低い状態になっております。

○4番（高野俊和君） どうですか。これ、対処方法とか対象年齢を少し下げても、そういう方向にも考えていかななくてはならないのではないのでしょうか。予算だけ立てておいて、実際に利用されないというのは、さっきも言いましたけれども、あまりこの制度自身が効果ないということになると、そういう方法も少し考えていかななくてはならないかなというふうにも考えますけれども、どうでしょう。

○町長（成田昭彦君） 確かに先ほど課長言ったように、写真添付等、そういったことで利用者が減ったという現実ございますけれども、それ4年度から変えたわけがございますけれども、またこういう制度をやっていますよということを周知しながら、これからもまた進めていきたいと思っておりますので、今の段階で対象年齢を下げるということは考えてございません。

○4番（高野俊和君） 次に、71ページの介護保険地域支援事業の12節の委託料の中に生活支援体制整備事業委託料とあるのですけれども、これは多分社協に委託しているおまかせあれ！！のことだと思うのですけれども、聞きますけれども、この制度って空き家は適用にはならないのですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） こちらの体制整備事業は介護保険制度の中で行政とその他介護保険サービスの間で高齢者のニーズだとかその辺を把握するためのコーディネーターの配置という事業なので、実際の生活という部分の空き家だとかというのは関係ない制度でございます。

○4番（高野俊和君） 実は、この制度を利用している人が近所にいまして、亡くなりまして、多分また冬になると屋根の雪とかその辺に散らばるだろうなというふうに考えて質問したのですけれども、該当にならないというのであれば、また違う制度になるのだろうと思います。分かりました。

○1番（工藤澄男君） 71ページの扶助費の中で身障医療扶助費と、それからひとり親家庭医療扶助費とありますけれども、これは両方というか、片方ずつ何名ぐらいがこの対象になるのでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 身障医療のほうとひとり親のほうと対象者なのですが、すみません。身障のほうは調べておりません。ひとり親のほうは、一番最近の発行で令和5年になりますけれども、受給者証発行の際、ひとり親のほうで23世帯に受給者証を発行しております。

○1番（工藤澄男君） ページ戻りますけれども、66ページの委託料の中で、これ毎回私聞いていることなのですけれども、高齢者の緊急通報業務委託料、これの件数はどの程度になっているか。増えているのか減っているのか、お知らせください。

○保健福祉課長（和泉康子君） 令和4年度のマックスの件数は45件で、3月末では41件となっております。ほほえみくらすだとかあってからは増えておりません。最高であったのが55件までありましたけれども、今現在は40台で収まっております。

○1番（工藤澄男君） 実は、今年に入って2名の方がどこにいるか分からない状態というのがあったのです。それで、1名の方はうちの町内の班長さんが町の配布物を何回届けてもいないということと、それからもう一件のほうは最近全然姿が見えないというのが2件私のところに来たのです。それで、よくよく確かめてみましたら、両方とも病院に入っているというのです。ところが、実際には近所の方はみんな心配しているわけです。それで、前から私、課長に申し上げておりましたと

おり、声かけ訪問のときの名簿というのをせめて町内会長にだけでも預けてもらえたらありがたいなど。そうすれば、意外と何かあったときにすぐ、こうかもしれない、こうかもしれないとかという対応ができると思うのですけれども、どうでしょう。

○保健福祉課長（和泉康子君） 声かけ訪問の名簿は、障害者認定者、あらゆることで該当になる方をまず本人の了解なくこちらで抽出したもので、その後に町内会長さん、民生委員さんにピックアップしていただいて、本人のところへ回って了承を得た方、または希望する方ということで正式な対象者名簿となります。なので、それ以外で拒否される方とか、その名簿については治療中の病名ですね、例えば人工肛門設置で障害何級とか、そういうことまで書いていますので、本人が了承されていないので、全体の名簿をお渡しするわけにはいかないということで。ただ、町内会長さんとして心配されていることもあるかと思えますので、もしそういうケースがありましたら、お問合せいただければ、伝えられることは伝えていきたいと思えますので、その辺はご理解願いたいと思えます。

○1番（工藤澄男君） 課長の言うのもよく分かるのです。毎度毎度個人情報、個人情報と言って、個人情報だけで命助けれるかと私何回も課長に話しましたがけれども、やはり民生委員の方は持っているのかもしれませんが、常に民生委員の方と接するという機会もそんなにありませんので、たまに会う程度、こっちから会いに行けば別なのでしょうけれども、ただ実際にそういう姿が見えないとかどこへ行ったか分からないと。隣近所に聞いても、どこ行っているのかねというようなのがあれば、私ばかりでなく、隣近所の人も皆さん心配しているので、せめてそういうときに、どうでしょう、課長。例えば入院するのであったら、町内会のほうへ一言入院しますよとかというようなことを決めておいたらどうでしょうか。そうすれば、皆さん安心すると思うのですけれども。

○保健福祉課長（和泉康子君） なかなか役場のほうで入院だとかも把握できないですので、基本的には日々町内でコミュニティーをつくっていただいて、実際入院される方がご近所なり町内会長さんへ報告するという仕組みを各町内で行っていただければなと思っております。

○5番（真貝政昭君） 1番委員さんも質問していた高齢者緊急通報業務委託料で67ページになります。老人福祉費の委託料です。まだ利用されていない方のお話ですと、今課長の説明では40件台で設置されているということなのですが、70代の女性の方のお話でしたけれども、独り身なので、いつ何があるか分からない。私もそう思います。70過ぎたら何が起きてもおかしくないというのが実態です。そういう不安から申込みをしたけれども、たくさんのお申込みがあって、順番からいって年齢的に大分後のようだという話を伺いました。現在設置は40件台なのでしょうけれども、設置の希望に応じていない方たちの数字の把握というのはされているのですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 希望あったのが、5件ぐらいまとめて来たときがあったのですけれども、そのときにも当然介護認定受けているだとか既往歴だとかを見ながら、必要のある方にといいところで、その方は多分保留というか、町の全体のバランスを見て、また声かけさせていただきますということで対応した方だと思えるのです。それで、今保留と調整中の方が3名いらっしゃいます。

○5番（真貝政昭君） 件数から逆算すると、大体1件当たり数万円の費用がかかるというので、

高齢化が進んでいますので、広く住民要望に応えるとしたら、やはり予算を増やして対応すべきかなというふうには私は思っています。

次に、伺います。令和4年度は、町のほうもやったと思うのですけれども、国のほうも住民税非課税世帯に対する助成金、生活支援という形で……

○委員長（山口明生君） ページ数、お願いします。

○5番（真貝政昭君） 73ページの一番下だとか75ページの上段になりますけれども、住民税非課税世帯価格高騰緊急支援等ありますけれども、概略でいいです。住民税非課税で子供2人の4人世帯というのは標準的な数字のモデルなのですから、住民税非課税となりますと、大体年収で上限幾らくらいになりますか。

○町民課長（五十嵐満美君） 申し訳ありません。年収で今すぐに数字出てくる資料を持ち合わせておりません。

○5番（真貝政昭君） それでは、後で個人的でもいいですから、教えていただければと思っています。教育費のほうで参考になるので、聞いた次第です。

それから、次です。75ページの一番下に給食業務委託料がありますけれども……失礼しました。教育費で聞くのと間違えました。

終わります。

○3番（中村光広君） 65ページの真ん中ら辺、報償費の民生委員活動報償費98万3,265円、確認ですけれども、民生委員さんの配置というのは各町内会ごとにいらっしゃって、あと活動内容としてはどういう活動内容でしたでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 民生委員さん、今17名おります。町内会に大体1名ずつ、小さい町内会でまとめて1名持っている方もいらっしゃいます。

活動内容につきましては、福祉全般ということで、いろんな相談に乗っていただいております。小さいことから大きいことまでいろんな相談を受けたり、それを役場のほうに通してもらって、役場のほうで動くというようなこともやっておりますし、民生委員に与えられた業務以外のこともやっていたら民生委員さんもいるぐらい幅広い活動をされております。

○3番（中村光広君） 例えば民生委員さんというのは、福祉全般ということなので、結構高齢者のお宅に対して回られるということが多いとは思いますが、月に例えば1回回るのか2回回るのか、そういうことがもし決まっているのであれば、これまで自宅にいながら亡くなっていたというお年寄りが何名かおられましたけれども、例えば月に何遍か顔を出してお声がけをするとか、そういうことは決まっているのか、あるいは各民生委員さんにお任せみたいになっているのか、その点教えてください。

○町民課長（五十嵐満美君） 基本的には、民生委員さん個人個人にお任せしております。毎月回っていらっしゃる方もいらっしゃいますし、仕事を持ってやっちらっしゃる方もいらっしゃいますので、回れるときに回っていらっしゃる方もいらっしゃいます。基本的に高齢者のお宅回ることが多いのですけれども、逆に町民課のほうだったり保健福祉課のほうから依頼があって、どこそこのお宅見に行ってくれないかをお願いすることもあったりしますし、高齢者だけではなく、児童委員

も担当しておりますので、子供に関係するお宅も回ったりしております。あとは、基本的には先ほど申し上げたように、活動については本人にお任せしております。うちのほうで強制的に毎月1回回ってくださいますとかというお願いはしておりません。

○3番（中村光広君） やはり自宅で亡くなられて、知らない間に二、三日顔が見えないと……

○委員長（山口明生君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時44分

○委員長（山口明生君） 再開します。

○3番（中村光広君） 月に何遍か回られたほうが事故も起こらないかと思いますが、その点を考えていただきたいと思います。

以上、終わります。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） ないようですので、次に4款衛生費、78ページ、79ページから85ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 83ページです。委託料になります。墓地等環境整備委託料で73万7,000円となっています。これについて説明してください。

○町民課長（五十嵐満美君） 墓地等環境整備委託料ですが、大体7月ぐらいからお盆終わる8月いっぱいぐらいまで墓地内の管理していただいております。ごみの清掃ですとか草刈りを主にやっております。

○5番（真貝政昭君） お盆とかのたくさん墓参があった後の供花等の後始末を長らく福祉会でボランティアでやっておりますよね。あまりよく知らなかったのですが、随分と長い間やっておられるのです。非常にきれいに墓地内が片づけられて、大変いい気分です。町内に住まわれている方で、墓地の整備の仕方がやはり雑に扱われますと、とても悲しい、寂しい気持ちになると以前聞いたことがあります。そういう点からいうと、かなりお世話になっているなという気がするのです。無料で、ボランティアで甘んじているわけですが、町側は。やはり片づけ費用だとかかかると思うのです、車を用意して走り回るわけですから。何らかの手当てをしてもいいのではないかというふうに思うのですけれども、これはどのような経緯でこういうことになってきたのか、御存じでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 福祉会の園生、これを毎年お盆過ぎてやってもらっております。これも20年以上やっているといるのですけれども、これは別に町のほうからお願いしたのではなくて、向こうのほうからそういったものを。結局墓参が終わった後、まだ花が置かれた中で残っている。そういう姿を見て、福祉会のほうからボランティア活動でやりたいということで来たものですから、それに対して町が甘えているといいますか、お願いしているということで、今でもこちら

からお願いするのではなくて、向こうからいついつ実施したいのということですので来ていますので、そういった形で、私が民生課長の前からですから、もう30年以上になるのでないですか。それくらい前からやっていただいております。

○5番（真貝政昭君） 大変ありがたい活動だと思いますので、今ボランティアといっても無料のボランティアというのは長続きしないというのがありまして、有償化の道が進んでいますよね。何らかの対応が必要でないかというふうに思ったものですから、検討いただければと思います。

その下のほうの中段になりますけれども、火葬場費で火葬場業務委託料が267万3,000円とあります。それで、過去3年なり5年なり、それから令和5年度にかけて、この金額というのは大体この金額で推移していたのでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 火葬業務委託料につきましては、令和5年から業者さんが代わっております。金額が今持ってきておりません。500万円まで行っていなかったと思いますが、この決算につきましては火葬業務委託料267万3,000円、3年ぐらい同じ金額で、前の業者さんやっていたっていました。

○5番（真貝政昭君） はね上がった形ですけれども、妥当なものだったのでしょうか。競争があったのでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 競争というより、次の業者さんを探すのが大変な状況でした。人が嫌う業務をやっていただく業者さんなかなかなくて、近隣で余市、仁木、赤井川やっている業者さんが手挙げていただいて、やってもいいですよということ saying いただいた経緯があります。はね上がった原因としては、これまでは管理人さん1人でやっていたいたのですけれども、業者さん何人か作業する方抱えていらっしやいまして、あちこち、さっき言った余市、仁木、赤井川回っているの、人の確保をするために金額をちょっと上げたいということでしたので、妥当な内容だったので、それで契約しております。

○5番（真貝政昭君） 81ページです。中段になります。保健事業費の委託料で新生児聴覚検査委託料、額は少ないのですけれども、財源は道なのか町なのか伺います。

○総務課長（細川正善君） 財源というお話なので、私のほうから答えさせていただきます。

こちらにつきましては、一部普通交付税で措置されてございます。

○4番（高野俊和君） さっきも聞いたのですけれども、83ページの委託料の中に蜂駆除の委託料がありますけれども、これって業者に頼むと思うのですけれども、この対象を空き家にも対象するということはできないのでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 蜂駆除委託料ですが、先ほど工藤委員の話にもあったのですけれども、空き家であっても子供たちが通る、通学路になっている場所ですとか危険な場所、むしろ住んでいる方がいらっしやらないうちは誰もできない場合が多いですので、危険な場合は蜂、それからカラスの巣もそうですけれども、空き家になっていて危険だという場合には町民課のほうで対応して駆除しております。

○4番（高野俊和君） 空き家の場合は、そうしたら蜂も、うちの町内ではないのですけれども、近所に子供が集まっている、少年団の子供たちが集まっていますので、そこを通りかかる人がスズ

メバチが出入りしているよということで連絡来たのだと思いますけれども、一応役場にもお願いはしたのですけれども、その場合にも町民課のほうで対応をしてもらえれば助かるなというふうに思うのですけれども、それでよろしいでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 何でもかんでも引き受けるというわけではございません。状況を見て、空き家でも企画のほうで連絡先を押さえている場合あるので、町民課に来た苦情を企画を通して空き家の持ち主に連絡して蜂の巣駆除してもらったケースもあります。どうしても連絡がつかない場合だったり、スズメバチだとあつという間に巣が大きくなる状況があるので、大きさの状況だったり子供たちの通る状況だったり、いろんな状況を検討した上で、では駆除したほうがいいねということであれば町民課のほうで対応します。空き家だからといって町民課に何でもいただいても対応できない場合も当然ございますので、ご了解ください。

○委員長（山口明生君） 昼食のため1時まで休憩します。

休憩 午前11時54分

再開 午後0時58分

○委員長（山口明生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5款農林水産業費、84ページ、85ページから91ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○4番（高野俊和君） 91ページの水産業振興費なのですけれども、この中に18節の負担金、補助及び交付金がありますけれども、これはふるさと応援基金でやっていることだと思いますけれども、新規漁業の就業者に支援事業として63万円ほどのっておりますけれども、そもそも予算が200万円以上あるのですけれども、たしか新規事業で研修期間が1年間で月10万円ずつ支給をするということだったというふうに思うのですけれども、月10万円ずつとしますと1年間で計算しますと最低でも120万円かかると思うのですけれども、令和4年度は支出が63万2,000円というのは1年間に満たない金額になると思うのですけれども、これはどういう状況なのでしょう。

○産業課長（岩戸真二君） 高野委員のご質問にお答えいたします。

この63万円というのは、漁具の購入費、新規就業者の補助の中にはいろいろなメニューがありまして、漁業従事研修補助金と、あと住宅料の支援と、あと漁網等購入補助金と、あと漁業資格取得支援補助金という項目がありまして、その中の漁具を購入する補助金を支出しております。

○4番（高野俊和君） それでは、これは漁具費用分だけがこの金額で、就業者に対して月10万円ずつ支出するというのは、また違う区分であるということですか。それは、どこにあるでしょう。

○産業課長（岩戸真二君） 生活支援の10万円というのは、20日研修をしなければならなくて、今回新規ということで高校を卒業してからなので、まだ20日間という条件をクリアしていないので、令和5年度から発生することになります。

○4番（高野俊和君） そうしたら、この金額の中には、この金額というか、この令和4年度はその資格に達した研修者がいなかったということですか。

○産業課長（岩戸真二君） 資格者は漁組の資格を取った人1名いまして、その中で準備の資金ということで漁具一式の部分で補助をしております。

○10番（堀 清君） 87ページの鳥獣害の被害に対する隊員に対する弁償なのですが、昨年度はこれ何人に対して、単価どれくらいで出しているのですか。

○産業課長（岩戸真二君） 令和4年なのですが、単価が1日当たり8,000円で、あと延べ人数が107人に対して支出しております。

○10番（堀 清君） 今単価の8,000円と出ているのですが、この単価は結構定額な形だと思えるのですが、そこら辺の認識はありますか。

○産業課長（岩戸真二君） 単価についてなのですが、この単価というのが積丹の猟友会の報酬と同じ額になっておりまして、管内でも調べたのですが、大体平均的な単価ということになっております。

○10番（堀 清君） 現状でやっぱりハンターの方の高齢化、そして団員の削減というような中で、このような単価であれば急遽頼むときになかなか出してもらえない状態が来ると思うのです。だから、結果的にはやっぱりもっと単価高くしないと、そこら辺のものがクリアできないと思うのですが、そういう中できちっと手続を取ると国だとか道からの助成金だとかもありますので、そこら辺ちゃんと調査しながらやっていってほしいと思います。

答弁いいです。

○6番（梅野史朗君） 今の堀委員の質問したところと同じところでございます。

鳥獣被害対策実施隊員報酬、先頃忍者熊と言われて恐れていたOSO18、駆除されました。それに対する苦情が電話やメールで町や、あるいは本人に入っているというのが新聞報道されております。古平町でも同様のことがあり得るかなというふうに思っています。もしそのようなときには、町としてはどのような対応を取るのか教えてください。

○産業課長（岩戸真二君） 梅野委員のご質問にお答えいたします。

令和2年のヒグマの人身事故の後、箱わなを使って熊を駆除したときに、道外の動物愛護団体や個人から数え切れないほどの役場へ苦情や電話が寄せられました。苦情の全ては、役場のほうで受けて対応しております、直接猟友会などに苦情が入ったことはない聞いております。今後役場としては、直接ハンターに抗議が行くことがないように、捕獲者が特定できるような情報を与えないように注意するとともに、北海道でも電話窓口を設けるなど捕獲者を守る体制を検討しております、道とともに連携して対応していきたいと考えております。

○委員長（山口明生君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時07分

再開 午後 1時07分

○委員長（山口明生君） 会議を再開します。

○5番（真貝政昭君） 91ページまでですよね。

○委員長（山口明生君） はい。

○5番（真貝政昭君） 91か。

○委員長（山口明生君） 91ページの漁港費までです。

○5番（真貝政昭君） 89ページになります。林業振興費の備品購入費で電気柵の購入費があります。これの事業内容というか、場所とか分かりましたら、それから箇所ですね、分かりましたら説明をお願いします。

○産業課長（岩戸真二君） 真貝委員の質問にお答えいたします。

この電気柵については、150年桜広場のほうに設置をしております、令和4年度からの木育推進事業ということで植樹祭用の苗を育てるための苗床のところに設置しております。

○5番（真貝政昭君） 植樹になりますから、主に対象は鹿になると思いますけれども、電気柵の効果としては、鹿対策はかなり有効になっていますか。

○産業課長（岩戸真二君） 現場のほうを確認したところ、鹿の足跡は周りにはあるのですけれども、中に入った形跡はなかったものですから、多少は効果はあるのかなと思っております。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） ないようですので、次に6款商工費、90ページ、91ページから95ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○4番（高野俊和君） 93ページのパークゴルフ場の運営費なのですが、これは遊具の修繕料とありますけれども、そもそもパークゴルフ場の遊具はほとんどなくて、修繕するといってもさほど修繕する場所もなかったように思いますし、令和4年時点で何を修繕したのでしょうか。

○産業課長（岩戸真二君） 高野委員のご質問にお答えいたします。

あいランド広場遊具等修繕料、これは当初あいランド広場の木製遊具及びあいランド広場内の木製設備の修繕ということで予算計上させていただいたのですが、当初は遊具の修繕ということを考えていたのですが、遊具については腐食等が激しい部分がたくさんありまして、修繕ができないと業者から言われまして、令和4年度はあいランド広場のコース案内板とOBくい、あと場内ベンチの部分を交換させていただきました。

○4番（高野俊和君） そうですね。だって、今年もう壊してしましたものね、全て。これ、予算に入りますから、この質問はいいのですけれども、ということは令和4年度であいランド広場のパークゴルフ場の63万4,920円というのは遊具施設の設備ではなくて、今課長言った、そちらのほうに回した経費ということですか。すみません。もう一回、何だったか教えてください。

○産業課長（岩戸真二君） その内訳は、コース案内板の修繕、それが6万9,300円、あとOBくい等交換が7万620円、あと場内のベンチ、木製のベンチなのですが、これを更新しまして49万5,000円、合わせまして63万4,920円という内訳になっております。

○4番（高野俊和君） 分かりました。

これ、予算になったら申し訳ないですけれども、遊具に関しては、整備はもう今後ともしないということでもいいのですね。

○町長（成田昭彦君） 今こちらのほうに大型遊具、来年度設置予定でございます。やっぱり中心拠点ということになっていきますので、今年度におきましてもそういった危険性あるところだけを修理していく形で、将来的にはあそこを撤去しようというふうに考えております。

○5番（真貝政昭君） 93ページの下段のほうです。家族旅行村の運営費で管理業務委託料が載っています。休業中なので、基本的な草刈りだとか建物類の維持管理くらいだろうというふうに推察しているのですけれども、議会に参画して間もなく、昭和62年くらいのオープンだったように思います。建物でいえば大体築40年近くになります。冬場のスキーリフト休むようになって、たしか平成十七、八年くらいの行革のあたりでないかと思えますけれども、休んでから20年くらいになります。それで、スキー場の再スタートは、再オープンは見合わせてきたということなのですけれども、リフト本体といいますか、下のほうから上のほうにある支柱といいますか、あれの再利用は可能なのかどうかという点で、時効になりますけれども、もう当時を知る職員もいっしょらないのでお聞きしますけれども、支柱の部品については問題があるのだということで、安全性の面で問題があるというのを伺ったことがあるのです。本当みたいです。そういう面を考えますと、休んでから20年という経過を見ますと、再利用は不可能というふうに判断したほうがいいのかというふうに思っているのですけれども、その認識でよろしいかどうか。

○町長（成田昭彦君） リフトを使うにしても、今まで高圧を使っていますので、今その辺も含めて高圧も廃止したいなという感じでありますので、もちろん委員も御存じかと思えますけれども、かなりもうさびてきておりますけれども、今仮に直すといっても、もう部品等を考えても不可能な状況だと思いますので、旅行村全体の考え方の中の一つとして処理してまいりたいなというふうに考えております。

○5番（真貝政昭君） スキーリフトといえば、休業して長らく放置したチニカ山荘を毎回思い出すのですけれども、廃墟のシンボルみたいなものですから、やはりそういう考えであるならば、早めに撤去して、お金にすべきでないかなというふうに思っています。考えはよく分かりました。

旅行村については、基本的に一般質問でも伺いますけれども、冬場は全く考えないで、夏場だけということで、そちらのほうは考えていらっしゃるということでもよろしいですか。

○町長（成田昭彦君） その辺、夏場のどうのこうのというのは真貝委員の後ほどの一般質問でお答えしたいと思えますけれども、家族旅行村については町でやる方向では私は考えておりません。前に産業課長説明したとおり、道のそういったホームページに載せたり、民間活用等ができるものであれば、そちらのほうにぜひお願いしたいと思って、そちらのほうに今力を入れている状況でございます。

○5番（真貝政昭君） それで、6月定例の一般質問で何人かの議員さんが旅行村の件について取り上げて、町長答弁の中で、リフォームという表現しますけれども、リフォームした場合は1億2,000万円ほど費用がかかるとおっしゃっていましたね。

○委員長（山口明生君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時19分

○委員長（山口明生君） 会議を再開します。

○5番（真貝政昭君） 維持管理ですから、リフォームしたら、具体的に数字を述べていらっしゃるの、その数字がいつの時点の数字なのか、現時点での数字なのか、それとも以前に調査したときにお答えになった数字なのかという確認をしたかったのです。

○産業課長（岩戸真二君） お示ししました数字は、今の数字ではなくて、平成30年ぐらいのときの調査した数字になっております。

○5番（真貝政昭君） 昨今の建設費の上昇具合を見ると、大分数字が変わっているということを確認いたしました。

以上です。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） ないようですので、次に7款土木費、94ページ、95ページから101ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○10番（堀 清君） 97ページの官貸車の修繕料なのですけれども、ここに560万円ほど計上されていますけれども、官貸車をどこの業者に出して、どれだけなのか、明細のほうを教えてください。

○建設水道課長（高野龍治君） 修繕料567万1,000円余りについて内訳を申し上げます。

平成18年の直営のショベルですね、それが18万5,000円、OGです。その今の18年の修理7,000円、これはOGです。次に、平成23年のドーザー35万1,000円、OGです。その修理費120万5,000円、OGです。26年、川崎のドーザーです。49万1,000円、OGです。修理につきましては、21万8,000円、和信とOG。それと、27年のドーザー35万2,000円、これは和信でございます。23年のロータリーの装置の関係につきましては、61万6,000円、和信でございます。その修理につきましては、119万6,000円、和信です。26年のロータリー装置86万9,000円、和信です。その修理につきましては、18万2,000円、和信でございます。

以上です。

○10番（堀 清君） 基本的には、官貸車のタイヤショベルの修理代というのはそうでもないのですけれども、基本的にはやっぱり排雪に使うロータリーのものが高いということなのですけれども、このものは結果的には今地元業者でクリアできているのですけれども、今後としてこのような形態がずっとできるのかできないのか、それとも別なところをどこか検索しているのか、そこら辺お知らせください。

○建設水道課長（高野龍治君） 現段階では修理できる業者が町内に2社ございますので、今の段階では競争も働いているというふうに認識しております。そういった状況から、今現在は旅の業者に修理を依頼するという事は考えておりません。ただし、メーカーでなければ直せない、そういったものにつきましてはどうしても町外で直さざるを得ないのかなというふうに考えております。

以上です。

○6番（梅野史朗君） 97ページ、真ん中ら辺の除排雪業務委託料です。

排雪が昨年と違いますか、今年と違いますか、2回やったのですが、これは最初から予定どおりの2回だったのでしょうか、それとも3回予定のところを2回でやったとか、どちらのほうでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） そのシーズンの排雪の回数につきましては、設計書上で数量だけうたっている関係で、回数につきましては仕様書でうたっておりません。あくまでも数量で対応しているという状況でございます。

○6番（梅野史朗君） 数量ということですね。

例えば去年は2回やりましたというところ、これフル排雪2回ですね。きれいにしているのを2回ですよ。全部取って、きれいにするのを2回やったのですよね。それを、例えば1回はフルでやっても、もう一回はカットだけにして、もう一回を増やすとかということは考えられませんか。

○建設水道課長（高野龍治君） 去年は2回実施しました。そのうち1回目に関しては、一応我々発注者サイドとしてはカットだけということで、業者のほうには依頼しております。2回目もカットだけということで依頼しておりますけれども、シーズン1回目につきましては相当な雪の量があるということもあって、カットだけしても雪山が相当高いとか、そういったこともございますので、雪山高かったら崩れてきて危ないとか、そういった対応もしなければなりませんので、一概にフルにやるとか、一応は我々としてはカットをお願いしているのですが、そういった安全性を考慮して業者にお任せしているといった状況でございます。

○4番（高野俊和君） 委員長、101ページ、いいのですよね。

○委員長（山口明生君） 101ページまでです。

○4番（高野俊和君） 101ページの負担金、補助及び交付金の住宅リフォームの支援補助金なのですけれども、これたしか住宅補助、下水道の接続だけでも補助金が出たと思うのですけれども、これは接続した場合に、その接続費の何%出るのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 下水道補助につきましては、工事費が20万円以上、工事費の30%で30万円が限度となっております。ただし、下水道の接続に関しては、町民税課税標準額が150万円以下の方につきましては特例がございまして、工事費の40%、さらに上限、先ほど30万円のものが40万円に変わるという特例がございまして。

○4番（高野俊和君） 下水道のみでも出るということなのですけれども、これによって現在下水道の普及率というのは上がりましたか。全体で、現在普及率というのは古平町は何%ぐらいになったのでしょうか。

○委員長（山口明生君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時29分

再開 午後 1時29分

○委員長（山口明生君） 会議を再開します。

○4番（高野俊和君） 今質問しましたけれども、補助率が30%出ているということですが、今回予算計上されていますけれども、これは将来的なことだから無理かな。古平町としては、どのぐらいを……。結果的に普及率をどのぐらいまで考えているのかということも、これも予算的な質問になるのかも分かりませんが、それは考えているのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 下水道の接続に関しましては、下水道を運営していく以上、100%が当然望ましいです。要は、これだけ人口が減少していく中で皆さんに支えていただかなければ、下水道は経営相当厳しいものですから、100%を担当者としては目指しております。ただし、現状を踏まえたと、今接続率で60%弱といった状況です。そういったことから、70%ぐらいまでいければいいかなというふうに思っております。

○4番（高野俊和君） 今聞いたのは、今60%ぐらいだということなのですが、この下水道の接続率を古平町ではいろいろな形で補助をして、そして毎年やっているわけではありませんよね。これは、少し期間を置いて、いろいろな角度からその下水道を周知させるためにいろいろな事業の中で下水道分も出ますよという事業をやっていると思うのですが、そういうこともあって、この事業を最終的にいつぐらいまで計画をしているのかということを知りたかったので、こういう質問をしたわけです。現在60ということですから、最終的には七、八十である程度考えているのかなということも思って質問をしたわけです。これ、予算的にありますので、答えづらいと思いますので、もしあれでしたら終わってから後で聞きます。

○5番（真貝政昭君） 今の質問の関連で聞きますけれども、この助成金は公共下水道につながるために、そのための補助金という位置づけに今変わったのですね。住宅リフォーム等とはなっているけれども、前提が公共下水道につながるという。だから、公共下水道の普及率というのは関係あるのです。関係ないというのはおかしな話で、結果的に資料の165を見ますと、このリフォームの補助金を使うにしても、家の解体だとか引っ越しだとか、いろいろな状況があって、あまり動いていないですよ。だから、かなり涙ぐましい努力はしているけれども、住宅リフォームの波及効果という点から考えると極めて弱いという感じがします。

それで、伺いますけれども、補助金の基準というのは今説明してくれましたけれども、大体波及効果、どれくらいの工事費が行われたかという波及効果を工事額で見るのですけれども、この数字から見ると大体利用されている方は数件、波及効果といいますか、工事額の経済効果といいますか、それを見ますと数百万円という規模だと思えますけれども、具体的な数字はつかんでいますか。

○建設水道課長（高野龍治君） 総工事費としまして、昨年につきましては下水道のほかに1件、太陽光パネルの設置もございました。それを含めると、435万3,000円でした。

○5番（真貝政昭君） 97ページの3目道路・橋りょう改良費の工事請負費で歌楽稲荷沢線道路改良工事請負費が出ています。資料としまして、102ページに載っています。表面アスファルトの改良工事というふうに理解しているのですが、メーターでいきますと144、雑駁に言って150メーター、全面的なアスファルト舗装の改良工事がこの路線に必要なのかどうかという点。

それから、当面必要な計画として考えているのは、どれくらいのキロ数になるのか。この長さに

よっては、この程度の工事改良をやっていくと大体年数が分かると思うのですが、そういう計画の上で事業に着手したのかどうかを伺います。

○建設水道課長（高野龍治君） この歌棄稲荷沢線道路改良工事につきましては、昨年1,700万円余りの支出をしております。当初は、予算としましては1,900万円見ておりました。工事としましては1,700万円余りしかできなかったということでございます。

それで、委員のご質問のどこまでやるのだという話ですけれども、国道の一番下から上のほうまで4.4キロございます。このうちほとんどがわだち掘れとか道路に凹凸があったりとか、ほとんどの部分が悪い状態になっております。そういったことで、この路線の改良をしなければならないということで昨年から事業化しております。この予算でいくと、もう10年単位でかかってしまうという状況でございます。今年は、それで予算は何千万円かつけたのですが、これ補助事業でやっていますので、国の金が全然つかなくて、そういった状況になっております。今のところ、地道に国に補助申請をして要求して、この事業を行っていく予定でございますけれども、来年度からはもうちょっとお金がつくメニューがありますよということで北海道のほうからも助言いただいておりますので、そっちのほうのメニューに切り替えて実施していきたいと。まずは、一番悪い、わだち掘れが激しいところとか凹凸が激しいところをピックアップしまして、まず3か年で一番悪いところを整備していきたいというふうに考えております。ただし、大前提は国のお金が幾らつくかで事業量が大幅に変わってきますので、現段階では町のほうとしてはそう考えておりますけれども、そういった事情があるということをご理解していただきたいと思っております。

○5番（真貝政昭君） この路線は、当時約10億円かけて造った道路でした。建設から30年、40年たっているというふうに思われます。この間、舗装工事は、改良工事はされていなかったというふうに思っているのです。ところが、この路線は頻繁に小型から大型から交通量の非常に多いところと、それから坂道だということで除排雪の影響がかなり受けている道路でないかというふうに日頃から実感しているものですから、できるだけ早く路面改良してあげたほうが事故防止のためにも必要だなというふうに思っている次第です。今の説明聞いて、なるべく早く国、道の協力を得ながら改善するべきだというふうに思っています。

次に、一番下の樋門・樋管操作等委託料ですけれども、これは基本的に草刈り等の、それからハンドルで上下させるので、油差しだとか、そういう基本的な維持管理をお願いしているという程度のものでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） この樋門・樋管の委託料につきましては、これは北海道の河川の樋門・樋管でございます。それを北海道から古平町が委託を受けて実施しているといったもので、基本的に委員おっしゃった草刈り、あと操作がちゃんと動くかどうかとか、そういった操作の点検になります。

○5番（真貝政昭君） 平成22年の豪雨に際して、古平川の堤防越流されて被害を被りました。当時の建設課長のお話ですと、冷水川を含めて、この樋門・樋管の操作は行わなかったというふうに伺っています。考えてみますと、古平川も増水した、町内を流れる冷水川だとか、それから水路です、それがあふれた場合、閉じてしまったら人為的に被害を広げるということになって、別の問

題が発生する。自然災害どころではなくて、人為的なあれが出てくるということなのですからけれども、仮に今道の古平川の水門に関してというふうになりますけれども、これの開け閉めの責任というのはどこにあるのですか。道の指示に基づいてやるものなのか、町側の指示、責任においてやるものなのか、全く分からないのです。当時の建設課長も全くよく分からない設備だというふうにおっしゃっていましたけれども、どういう責任関係になるのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 先ほど質問に回答したわけですが、草刈りとか操作の関係を点検しているというのがありますし、さらにそういった増水に伴ってこの樋門を閉めるといったものもこちらでできることになっております。

○6番（梅野史朗君） 101ページの先ほど出ていました在宅リフォーム等支援補助金でございます。これが資料によりますと、先ほども答弁ありましたが、下水と太陽光で使われているということですが、これは下水道、太陽光のみが対象になるのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 昨年の補助したのは太陽光と下水道の接続ですが、補助内容としては、これにプラス耐震改修工事というものも含まれます。

○6番（梅野史朗君） 分かりました。

リフォーム等支援補助金というのは、他町村ではやっているのはありますか。もしやっているとしたら、古平町でやっていないことが今後対象になることはあり得ますか。

○建設水道課長（高野龍治君） この管内の市町村でこういったリフォームらしき制度を持っている団体が20市町村中9団体ございます。この9団体については、古平町もこの9の中に入っております。さらに、古平町よりリフォーム補助、相当緩いというような団体、これが3団体ございます。ただ、古平町よりも緩いですが、中身については詳細まで把握しておりませんので、やっている団体としてはそういった状況でございます。それを見た限り、緩い団体についても、過去に古平町が修繕まで実施していたリフォーム事業というのがございましたが、そういったのが1団体だけ見受けられたといった程度なので、今後古平町においては令和元年のまち・ひと・しごと創生総合戦略の検証の結果、リフォーム補助が定住、それと移住の効果があつたかどうか検証できなかった状況にございました。そういったことから、この補助内容を縮小したという結論づけされておりますので、今のところ拡充に関しましては考えておりません。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） ないようですので、次に8款消防費、100ページ、101ページから103ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 101ページの一番下になります。委託料になります。

古平小学校フィルター棟地下タンク清掃業務委託料が載っています。これは、泊原発で事故が起きた際、逃げ遅れた方たちのための避難場所として古平小学校が指定されていると。中におられる方が放射性物質を吸い込まないための設備ということで、1億円以上かかりましたか、工事費用をかけているのですね。これが実際に稼働するかどうかという点について、訓練とかやっているのでしょうか。

○企画課長（人見完至君） 小学校のフィルター棟に関して、最低1回は北海道の原子力防災訓練、年1回あります。それに合わせて稼働訓練を実施しております。

○5番（真貝政昭君） 道の訓練というのは、毎年行われているものなのですか。

○企画課長（人見完至君） 毎年行われておまして、昨年度は、持ち回りでいろいろ町村当たりののですが、住民避難が当たる年もあれば、住民避難はやらない年もあって、それであっても毎年やられています。それに合わせまして、先ほど申したとおり、うち独自でフィルター棟の稼働訓練はやっております。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） ないようですので、次に9款教育費、102ページ、103ページから115ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○10番（堀 清君） 学校給食のことについて聞きたいと思います。

地元産物を結構導入してもらって……

○委員長（山口明生君） ページ数を言ってください。

○10番（堀 清君） ページ数は、学校給食、107ページでいいです。

そういう中で、米は結構ですので、あとどういうものを扱ったかお知らせください。

○教育次長（本間克昭君） 地元産物につきましては、先ほどおっしゃられた米のほかに各種野菜、ジャガイモ、カボチャ等、それと卵等、全部で73品目を昨年は使用しております。

○10番（堀 清君） まず、そういう中で、基本的には魚介類等々も扱っていると思うのですが、全部の総額で米も含めてどれくらいになりますか。それは、出ていない。出ているのであれば……。

○教育次長（本間克昭君） 今手元にある資料を見ているのですが、それによりますと地元のものを使った金額は16万円弱となっております。米は除きます。

○10番（堀 清君） やっぱり地元の材料を使うということは、結構単価的にも高いというような形になっていくと思うのですが、今後の展開としてはそのものは継続的な形でやっていくというような考えがございましょうか。

○教育長（三浦史洋君） もちろん地元産品優先というか、大事にしたいので、これからも継続してまいりたいと思います。

○4番（高野俊和君） 105ページ、107ページにピアノの調律の手数料が出ております。小学校が6万9,000円、中学校が2万9,000円です。ここに調律の手数料が出ていますのでお聞きしますが、これもまた決算と外れそうなので、難しいので、最近ということではなくて、令和4年度に限って聞くことにしますが、私たちの時代はピアノ、オルガンでしたけれども、オルガンを使って先生が弾いて授業で歌を歌うということはあったのですが、現在というところの決算に合いませんので、令和4年度でそのような授業というのは小学校、中学校では行っているのか、分かりましたらお聞かせください。

○教育次長（本間克昭君） 小中学校とも授業でピアノを使用している部分はあります。

ただ、この調律につきましては、授業で使うというよりも、発表会等で使う前に調律をしております。

○4番（高野俊和君） ということは、多分授業の中で先生がピアノを弾いて、歌を歌う授業なんかというのは私たちの時代と違ってないのでしょうかけれども、昨年も卒業式、私たちは出ていませんで分かりませんが、決算から外れたら止めてください。卒業式のときにいろいろ曲が流れると思います。「お別れの歌」とか、私たちのときは「仰げば尊し」一辺倒でしたけれども、キロロの「未来へ」とか「乾杯」とか、この頃は「旅立ちの日に」が多いようですけれども、昨年度は小学校、中学校でこの卒業式のときにこのような曲は流していたのでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） まず、1点目なのですけれども、授業等で音楽は今もやっています。弾いてやっています。

それと、卒業式に関してなのですけれども、最近、近年歌等をやっていないというイメージがあるのは、コロナの関係で歌っていないというだけです。

○4番（高野俊和君） 先ほども言いましたけれども、私たちのときは「仰げば尊し」一辺倒でしたけれども、毎年なかなか選曲もいい曲をかけているなど感想がありますけれども、これというのは選曲は子供たちが選曲するのでしょうか、それとも学校で……

○委員長（山口明生君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 1時57分

○委員長（山口明生君） 再開します。

○4番（高野俊和君） 分かりました。多分言われると思いました。

後で三浦校長先生に聞きます、個人的に。

終わります。

○6番（梅野史朗君） 112ページ、保健体育費だと思うのですが、どこで聞いていいか分からないので、すみませんが、健幸ポイント事業についてですが、教育行政報告で登録者数はおっしゃっておられました。かかった経費についてはどうだったでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） 登録者につきましては、74名の参加をいただいております。それと、かかった金額につきましては、景品等も含めまして41万1,508円となっております。

○6番（梅野史朗君） 健幸ポイントは非常にいいことで、これからもやっていただきたいし、数も増やしていきたいというように考えていると思います。今後さらに登録者数や参加者等を増やすために何か考えていることはございますか。

○教育次長（本間克昭君） 現在教育委員会のほかの事業等、イベント等あったときに参加の呼びかけ等を行っています。それとあと、保健福祉課関係でやっているイベント等でも参加の呼びかけをお願いしております。

○委員長（山口明生君） それでは、審議の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時08分

○委員長（山口明生君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

9款教育費につきまして質疑ございませんでしょうか。

○3番（中村光広君） 107ページ、真ん中よりちょっと上、備品購入費、小学校の図書購入費34万8,210円、それと次のページ、109ページの真ん中辺、やはり中学校の備品購入費、図書購入費29万9,886円、それぞれ小学校、中学校、図書の購入ありますけれども、これのジャンル別の購入数を教えてください。

○教育次長（本間克昭君） ジャンル別の数は学校にお任せしてしまっていて、どういう図書を何冊買ったのかは今資料を持ち合わせておりません。

○3番（中村光広君） そうしましたら、全体の購入数のうちの大体何%ぐらいが漫画的な図書入っているか分かるでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） ジャンル別を今押さえていませんので、漫画的な本が何冊かということも今手元には資料ございません。

○3番（中村光広君） では、後で教えてください。

終わります。

○5番（真貝政昭君） ページ数は109ページになります。4項の学校総合給食運営費になります。111ページですね。教育振興費になるのか。

次長、給食費の1,000万円、300万円、700万円というやつなのですけれども、学校給食費、公会計になったでしょう。それで、支出が1,000万円に対して、歳入なののですけれども、ページ数照らし合わせていないので、教えてくださいませんか。

○委員長（山口明生君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時13分

○委員長（山口明生君） 会議を再開します。

○5番（真貝政昭君） 給食費が公会計になってから何年になりますか。

○教育次長（本間克昭君） たしか令和2年からだったと思います。

○5番（真貝政昭君） 歳出で約1,000万円でしょう、賄い費。雑入で学校給食費収入が987万5,987円、約1,000万円となっています。

それで、伺いたいのですけれども、この雑入のうち準要保護等で町が負担するのがありますよね。それ、以前教育長のほうから250万円ぐらいというふうな数字を上げられていたと思います。大ざっぱに言って、私は1,000万円に対して300万円というふうに言っていたのですけれども、町の負担分

がどこを見たら分かるかなと思ひまして。

○教育次長（本間克昭君） 扶助費に関してなのですけれども、小学校の扶助費につきましては107ページの19節扶助費の中に学校給食費とあります。そこに134万8,389円、こちらが小学校の給食の扶助費分です。そして、中学校につきましては、109ページです。真ん中よりちょっと下なのですけれども、19節扶助費の学校給食費116万854円が中学校分の扶助費です。

○5番（真貝政昭君） 分かりにくいあれですね。こちらのほうで計算しないとよく分からないというふうになりますけれども、分かりました。

それで、次です。105ページの上段です。負担金、補助及び交付金のいっぱい並んでいますけれども、真ん中ら辺から下のほうです。高等学校生徒遠距離通学費補助金が360万何がしと出ています。それで、町のほうで助成しているのが、余市に通っている方が月7,500円、それから小樽の高校に通っている方が1万円ということで、その積み重ねで1年間分の数字だと思ひます。

伺いますけれども、生徒の定期の買い方はいろいろありますよね。部活とかで毎日通うのだという方や、部活はやらないで月曜日から金曜日までという買い方もあるし、それから夏休み、冬休みは買わないという方もいますけれども、そういうのは別にして、余市は月7,500円、それから小樽は1万円というふうに助成しているのでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） 実際に買った定期券の金額を確認させてもらっていますので、その額を上限としています。

○5番（真貝政昭君） そうしたら、大体毎月特別なことがない限り今決められている基準の額を助成するという形でいいですね。まず、めったなことで、余市に通っている方はずっと通いますと月1万5,000円くらいかかると思ひます。その半分というのはよく分からないですけれども、それより下っても7,500円助成すると。小樽の場合でも1万円を下っても1万円というふうに理解すればいいのですか。かかった分だけ助成するというふうに考えているのですか。

○教育次長（本間克昭君） 先ほど答弁いたしましたとおり、買った金額を上限としていますので、例えば夏休み中で定期券使わなかったとかというときには、例えば3,000円しか使わなかったというときには3,000円しか支出していません。

○5番（真貝政昭君） 分かりました。それであれば、いろいろと手練手管を使うにしても面倒くさいやり方になるということがよく分かりました。

それで、かつて古平高校があったときに、経済的な理由で途中で退学した生徒を私知っています。経済的な理由です。それで、古平高校があったときに、各家庭の事情で経済的な事情で町外には通わせられないという、そういう家庭にとっては古平高校は命綱であったのです、高校まで通わせるのに。ところが、そういう家庭を無視して閉校してしまいましたので、道庁が。通わざるを得なかったと。それで、先ほど非課税世帯のモデルケースの場合、どれくらいの年収があるかというのをお聞きしましたけれども、3か月に一遍、まとめて通学費を一旦親が支払うとすると。余市の場合ですと、仮に1万5,000円かかると、1人4万5,000円、3か月分ですね。2人通っている場合は9万円、3か月分にかかるわけですけれども、小樽の場合ですと7万5,000円、1人3か月分ですね。それから、2人通っていると15万円、取りあえずは払わなければならないというふうになる

のです。それで、実際に起きた現象として、それが負担だという家庭は住居を余市方面に移動するのです。それで、交通費の負担を軽くするために、余市に高校がありますので。古平の少子化対策と考えた場合、この負担の軽減というのは大事だというふうに思うのです。それで、今説明できないかもしれませんが、こういう負担をなくするために道庁と、道立高校ですから道庁ですね。道と町とで何かいい方法をぜひとも考えてほしいなというふうなことが私の考えです。3か月分の交通費の負担というのは、とてもかなりなのです。お隣に経験者がいますけれども、それこそ汗をかくような、そういう思いで子供を通わせるものですから、ぜひともいい方法を考えてほしいと思う次第です。

何とかならないのですか。自治体同士ですよ。しかも、私立は別にして、道立高校で閉校した後、5年間は毎月のあれでやれたことが、町が助成する段になったら3か月分とにかく払わなければならないというのが、これはかなり経済的な負担です。だから、町と道でうまい方法を編み出せるのでないかというふうに思うのですけれども、無理なのでしょうか。道庁に働きかけはしたことないですか。

○町長（成田昭彦君） ちょうどその時期、私教育長をやっていたということで、今も毎年定期的に道立高校の適正化配置計画の会議がございます。その中でも私も何回も申し立てているのですけれども、道のほうで経過措置5年間やっていたけれども、それを継続してやってもらいたいということはずっとお願いしていました。そうすると、道でそれだけ出せるようになれば、町のほうでまた別の形で考えていけるという方法がございますけれども、今の段階では道のほうの期限の経過措置切れていますので、一切町のほうで負担しなければならないということですので、今の現状で進めているということがございます。もしあれでしたら、真貝委員さんのほうも組織的に動いていただいたらなという気はいたしますけれども、ぜひお願いいたします。

○5番（真貝政昭君） 機会あるたびにそうやってぐたついてきています。親たちの経済的な苦境というのも伝えてあるのです。責任は道にありますから、今約半分、町で補助していますけれども、残り半分閉校にした道の責任で、残り道で払って全額負担すれというふうに申し入れています。ぜひとも良案を考えていただきたいと思う次第です。

終わります。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） ないようですので、次に10款災害復旧費、11款公債費、12款諸支出金、114ページ、115ページから117ページまで一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

（何事か言う者あり）

○委員長（山口明生君） 114ページ、115ページから117ページまでです。職員給与の前までです。

○5番（真貝政昭君） 伺います。資料のほうで聞きます。

課長、財政の説明したとき、数値のやつやったでしょう。将来負担金だとか、あれ何ページでしたか。

○委員長（山口明生君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時29分

○委員長（山口明生君） 会議を再開します。

○5番（真貝政昭君） ふるさと応援基金積立金です。この年度は、約1億3,000万円積み立てています。これは、通常の普通交付税をいただくときの計算から除外された部分となっています。累々積み立てて、現在8億円という数字になっています。それで、将来負担という数値がありましたよね。あれで基金の中にこのふるさと納税の基金というのは要素として含まれていましたか。

○総務課長（細川正善君） 真貝委員の質問にお答えします。

要素としては含まれております。

○5番（真貝政昭君） それこそ基金があればあるほど、将来的に安泰という見方がありますよね。このふるさと応援基金積立金というのは、先ほど言いましたように本来はないものとして考えるべきもので、財政状況を考えた場合、こういうふうにとため込んでいって、それが数値的な将来安定というふうになりますと、人間の病状でいいますと将来に対する不安神経症というふうに私位置づけてもいいのではないかと思います。健全な財政運営という点から外れている、こういう基金をそういう数値に利用するというのはやっぱりおかしなことで、本来は町外の心ある方たちの、その地で払うべき住民税をこちらによこしているだけで、やはりきちんと適切に使うべきものだと思います。この5年間の基金の積立ての状況を見ますと、病状は悪化しているというふうに私は見ているのですけれども、そのような見方を議会側として見てどうでしょうか。どうだというふうに私は思っているのですが。

○総務課長（細川正善君） まずもって、ふるさと応援基金、こちらは真貝委員おっしゃるように、そもそも当てにできない基金だと私も認識しております。ここ二、三年の経過を見ると、ふるさと納税減っておりますので、積立額も減っております。なので、当てにできない基金ではあるということも私もそのように考えてございます。

説明資料の117ページにふるさと応援基金を使った充当事業一覧出しております。このようにして、できる事業、ふるさと納税、寄附者の意向も踏まえまして、こうやって事業を充てております。令和4年でいきますと1,230万円使ってございます。令和5年につきましては、予算の話になってしまいますけれども、5,000万円程度充当してございます。こういうようにして、ちょっとずつでも町のため、まちづくりのために使っておりますが、私自身はふるさと応援基金は当てにできない財源というふうに考えております。ただし、先ほど言ったように、今8億円たまってございます。総務省のほうで示す財政4指標の計算方法の中には、将来負担比率、今持っている基金を含めて計算しなさいというふうになっておりますので、この8億円も含めて計算するということになってしまうということをご理解ください。

○5番（真貝政昭君） もともと過去の経済運営の指標から、このように新しい数値設定をして、そして計算するというのは何かしら国側の思惑があってやったことだろうと思うのですけれども、

かえってこのやり方というのは、このように基金をため込み過ぎるという傾向を生み出すというふうに私は見ているのです。だから、ふるさと納税で得た、それこそお年玉のようなやつは、最初に決められたように子供のために使うというのを重点的にして考えて、そして財政運営はそれを除いた形で健全な財政運営をするべきだというふうに私は考えているのです。今課長、そのようにおっしゃいましたので、改めて別枠でこの町の財政状況はどうかという点を突き詰めるべきだというふうに私は思います。

起債を起こして事業をやっていくというのは将来のためでありますから、数値が変動するというのは今の世情では何もおかしいことではないので、あまりにも不安を持たないで財政運営をやってほしいなというふうに私は思っています。そのような捉え方でよろしいでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 真貝委員のおっしゃるのもごもっともかなと思いますけれども、私も昨日も出ておりましたけれども、やはり私どもの予算というのはあくまでも交付税が半分以上を占めている。そういう中での状況での行政運営でございます。そういった中で、私も味わいましたけれども、ちょうど平成14年、15年、小泉内閣のときに交付税を一斉に半減したという状況が続きました。その中で、各町村どういう対応を取ったかといいましたら、やはり今ある基金をどれだけ持ちこたえるか。そういった中で、私どもも今の会計年度任用職員、当時の臨時職員、全部雇用をやめまして、各団体等に出していましたが助成金も半分に減らす、あるいは特別職、議員の報酬もそうすけれども、それも見直して減らす、そういったことを味わってきました。ですから、あくまでも今交付税、こういう形続いているとはいえども、やはりある程度の基金の積立ては必要だと思っております。例えば各家庭で考えても、やはり万が一に備えての貯蓄というのは皆さんしていることかなと思いますので、そういった意味ではこういったふるさと基金も持つておくのはいいのではないかなというふうに考えておりますので、このまま続けていきたいと思っております。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） 質疑ないようですので、次に13款職員給与費、14款予備費、116ページ、117ページから119ページまで一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 議会費でもお聞きしましたがけれども、職員の権利といいますが、有給休暇、それから病欠、病気による休暇という日数が決められていると思うのですが、公務員の場合は全体の労働者の平均的な待遇を基準にして決められています。建設業なんかは、ようやく近年有給休暇を何日間か獲得するような時代になりましたけれども、一応押さえとして役場職員の正職員の有給休暇、それから病気等による欠席というか、日数ですね。それから、会計年度任用職員の場合の有給休暇、それから病気による病欠の得られる日数、一応確認しておきたいので、説明をお願いします。

○総務課長（細川正善君） 真貝委員の質問にお答えいたします。

まず、正職員からいきます。正職員の年休ですけれども、採用されたばかりの職員だとか年度の途中で採用されたのを抜きにして、一般的な話をさせていただきます。通常、私なんかは1年間に与えられる年休は20日間でございます。20日間で使用した残りの日数を翌年度に繰り越すことがで

きます。その繰り越す上限が20日でございます。ですので、例えば令和5年度で私20日与えられました。そのうち例えば10日使いました。残っているのが10日ですので、その10日と来年度の20日を合わせて、令和6年は30日ということになります。マックス40日ということになります。まず、それが正職員の年休です。病気休暇につきましては、いろいろな考え方はあるのですが、原則90日ということになります。

会計年度任用職員の年休でございますが、これはその人の勤務体系によって変わります。毎日来るような職員、朝から晩までという言い方は変ですが、私たちと同じような勤務時間で働く、毎日来る職員は同じく20日もらえます。病気休暇は、その状況にもよるのですが、マックスで10日ということになります。病気休暇、与えられない職員もおります。そういうときは無給ということになります。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） 質疑ないようですので、次に実質収支に関する調書と財産に関する調書、132ページから145ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 令和4年度の財産に関する調書で総括、それから行政財産、普通財産、山林、それから出資等による権利、有価証券、それから物品で変化があったものだけ何かありましたら説明をお願いします。

○総務課長（細川正善君） 変化あったものということの捉えづらいつらいつら、発言しづらいつらいつらなので、ざっくりとお伝えしますと、旧庁舎、文化会館がなくなって複合施設ができましたので、令和4年度中に行政財産の部分が変化してございます。そういう認識でいただけたらと思います。

○5番（真貝政昭君） 普通財産で数字が変わっているところはありませんでしたか。

○総務課長（細川正善君） 普通財産、数字変わっているところがあるのですが、その細かい内訳まで今現時点で押さえていないので、後ほどお答えいたします。

○5番（真貝政昭君） 宅地の45平米といったら十二、三坪くらいか、あまり想像できないのですが、どんなものが考えられますか。

○委員長（山口明生君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時45分

○委員長（山口明生君） 会議を再開します。

○総務課長（細川正善君） 宅地、沢江の一部分を寄附していただいた部分がありますので、その部分でございます。

○5番（真貝政昭君） 140ページなのですが、備荒資金に100万円ほど積んでいますけれども、これはどういう理由からですか。

○総務課長（細川正善君） 新たに積んだというわけではなくて、預けているものの利子です。

○5番（真貝政昭君） 古平町の規模ですと、預ける基本が5,000万円だと思います。8,700万円くらいが隠れ貯金というふうに私は見ているのですけれども、よろしいですか。

○総務課長（細川正善君） 隠れ貯金という言葉が適切かどうかは別として、災害が起きたときのための備荒資金に預けるやつ、交付税の基準財政需要額の何%というふうに決まっております。それが今真貝委員おっしゃられたように、古平町だと普通納付のほうが5,000万円です。残り特別納付といって、幾らでも積み立てれるということです。それが隠れ貯金という言葉が適切かどうかは私のほうからは控えさせていただきます。

○5番（真貝政昭君） 昔の封建時代の感覚ですと、隠し田んぼというふうに言うのです。これは、先ほど言った将来財政指標からは外れた額という説明でしたよね。

○総務課長（細川正善君） 昨日も説明したように、この備荒資金については4指標を計算する根拠にはなってございません。

○5番（真貝政昭君） 5,000万円を超える積み増しについては、課長が今説明したように、災害があったときに貸し付けてもらう有利な手段だという説明から積み足しをやったのです。それで、今から何年くらい前でしたか、もう20年くらい前から増やしたのでしょうか。この間、災害があったようななかったような、そういう感じなののですけれども、何かしらそのために利用した時期はありましたか。なかったように思うのですけれども。

○総務課長（細川正善君） 確認で言わせていただきます。

災害が起きたときに貸し付けてもらうための積立てではなくて、災害などが発生したときに下ろせるお金というふうにご理解ください。今この20年間で下ろした、使った記憶がないとおっしゃるのですけれども、実際に備荒資金から取り崩したことはございません。

○5番（真貝政昭君） やはり利息狙いの隠し貯金、そういうのが当たっている。貸付けだとか、そういう有利というよりも、下ろせるというだけのあれだから、そういう認識でいいのかなというふうに思いました。

以上。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 2時57分

○委員長（山口明生君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

続きまして、一般会計歳入の質疑を行います。18ページから21ページまでの1款町税から2款地方譲与税まで質疑を許します。質疑ございませんか。

○10番（堀 清君） 説明資料の15ページです。不納欠損ということで、今回固定資産税の欠損が行われておりますが、19名で80万円近く落としているのですけれども、最終的には現場の対応

等々もしているとは思うのですけれども、その状況をお知らせください。

○町民課長（五十嵐満美君） 不納欠損、そのうち固定資産税についてでございますが、19人の方を不納欠損しております。広域連合に引き継いでいる部分もございますが、町でもいろいろと動いております。ただ、残っている、この不納欠損しているのは、ほとんどが亡くなっている方になります。相続を追っている方もいらっしゃいますし、相続を追い切れずに止まっている方もいらっしゃるのですけれども、件数減っているの分かるように追い切れるものはほとんど滞納繰越し、徴収しております。去年から見ても大分件数減っていると思いますが、残っているのに関しては、先ほど言ったとおり亡くなっている方がほとんどで追い切れていない現状でございます。

○10番（堀 清君） 債権者は大半の方が亡くなっているということなのですけれども、こうした場合というのはもう回収はできないというように捉えて構わないのかな。

○町民課長（五十嵐満美君） 先ほども申し上げましたが、戸籍を追いかけて相続人まで行き着く方も中にはいらっしゃいます。その方、相続を関係を調べまして、払ってくださいというお願いをしているところも数件ございますし、あとは追いかけても相続放棄していたりですとか、相続される方がいらっしゃらないとかということところがほとんどですので、その場合は財産として土地なり家屋なり残っておりますので、賦課はされますので、このまま不納欠損で落としていくしかない方がほとんどになります。

○10番（堀 清君） あと、広域連合には結構な数のものを出していると思うのですけれども、先ほど支出のほうで広域連合のほうに出している手数料等々は確認できているのですけれども、昨年回収できた金額だけで結構ですので、お知らせください。

○町民課長（五十嵐満美君） 昨年、令和4年度広域連合に引き継いでいる町税が町道民税、固定資産税、国保税とございます。国保税、今一般会計ですので関係ないですが、全部合計で引き継いだ額でいきますと、引き継いだ額が527万103円です。広域連合で徴収して、古平町に入ってきた金額が368万9,514円、収納率としますと70.1%というところになります。

○10番（堀 清君） かなりの金額を回収できているのですけれども、これはやっぱりプロと、それこそ職員の方がアマチュアとはしゃべりませぬけれども、そういうような形での違いなのか、それとも当町の回収が手ぬるいのか、どちらだと思いますか。

○町民課長（五十嵐満美君） 町の職員もできることはかなりやっております。給与の差押えも件数かなり増えてきておりましたしやっておりますが、もっと踏み込んだ生命保険を押しやるですとか、町でなかなかできないことを広域連合はやってくれますので、圧力も相当かけられているようで、いろんな手で自宅に捜索に入ったりもしています。そこまでは町の職員できないので、広域連合に頼む部分は取り切れない部分ですとか、額が大きくて長くかかる分をちゃんと払っていただくというところを引き継いでいますので、町の職員でもできるところまでをやっていますが、大きい部分、それから町外に出てしまった方なども広域連合に引き継いでいる現状にあります。ただ、件数、金額ともに減ってきておまして、来年はもっと減る予定で想定しております。

○5番（真貝政昭君） 説明資料の15ページを見えています。現年課税分のところなのですけれども、固定資産税の項目の部分です。区分けが純固定資産税と市町村交付金というふうに分かれているの

ですけれども、船舶の償却資産税というのが以前あったように思うのですけれども、対象の船舶がなくなったのか、それとも税の在り方が変わったのか、どちらでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） この固定資産税の欄に船舶等償却資産があったということに解釈したのですけれども、私担当してからはずっとこの様式を使っています。償却資産を別建てしている、この様式については別建てしているのを見たことがないので、お答えしかねます。

○5番（真貝政昭君） 今一番大きいので20トンクラスになっていますけれども、以前200トンクラスのやつもあった時期がありました。その時期を思い起こせば、大きい船舶についてそういう償却資産税というのがかけられたのか、それとも今の20トンクラス以下であればその対象外になるのか分からないのですけれども、前は船舶も固定資産の対象になっていたものですから、いつ頃からこういうふうになったのかということでお聞きしたのですけれども。

○町民課長（五十嵐満美君） 別建てして表の中に入れていたのは分かりませんが、市町村交付金というのは国や道から入ってくる部分になります。純固定資産税は、ほかの町民の方にかけている固定資産税全てになりますので、償却資産もこの中には入っております。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） 質疑ないようですので、次に20ページから23ページまでの3款利子割交付金から9款地方特例交付金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） お聞きします。

地方消費税交付金です。一応名目は福祉のための事業に使うという前提で交付されているのですけれども、前任者、予算担当の方も一般財源というような捉え方をしていました。それで、3%から5%になったときに、1%分を地方自治体向けに割り振るということで、配分はその後細分化されますけれども、今は10%のうちどういう割り振りでやられているのか、大まかなことは分かりますか。

○総務課長（細川正善君） 真貝委員のご質問にお答えいたします。

地方消費税交付金の社会保障財源分のほうでお答えいたします。こちら、道に納入された地方消費税のうち21分の11を掛けて、そのうちの半分の額を道が市町村に配分します。その配分するときには国調の人口から案分して交付されるということになります。計算方法は、そのような感じで計算されて、令和4年度の決算額でいうと4,036万円が古平町に交付されたということになります。

○5番（真貝政昭君） よく分かりませんでした。

10%のうちの何%分が地方向けに向けられるのかという捉え方でいきますと、そういう説明はできないですか。

○総務課長（細川正善君） 申し訳ございません。

10%のうち何%が道に入ってきたのかというのは私のほうでも押さえていませんので、細かいことは言えませんが、先ほど言ったような道に入ってきた分から古平町まで流れてくる計算式は、先ほどの説明でございます。

○5番（真貝政昭君） 社会保障財源分と言うけれども、前任者の言い方ですと、もう関係ないの

だと。何もそれを全部社会保障の財源に使えということではなくて、プールされるのだと、一般財源だと。だから、普通交付税と同じ扱いでやるから、名前だけなのだというような言い方をしていましたけれども、そういう捉え方でよろしいでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 毎回の予算委員会、決算委員会でこの話になっているのですが、極端な言い方をすれば最終的には一般財源扱いになってしまいます。お金に色がついていないので、実際のところ社会保障費に古平町も一般財源投入しています。その投入している中の財源というふうに捉えていただければなというふうに……失礼しました。社会保障費、古平町も支出してございます。その社会保障費の財源としてこの地方消費税交付金の社会保障財源分が使われているというふうに考えていただければなと思います。総務省のほうで実際に調査する地方財政状況調査、我々決算統計と呼んでいます、その決算統計の中でもこの部分については一般財源扱いで報告することになってございます。

○5番（真貝政昭君） やっぱり一般財源なのだね。

名目は、消費税の税率を上げるときに社会保障に使うのだという公約みたいなものがありますよね。そのタイトルをあてがう分を、タイトル名をそれにくっつけたというだけで、一般財源に変わりはないと。出どころは、消費税ということでしょう。3%から5%になったとき、地方自治体のほうで1%もぎ取ったというのは、地方自治体も消費者の一員で、消費税を払うから1%分よこせという、そういういきさつがありましたよね。それを考えますと、古平町、地方自治体が行ういろんな事業について、消費税を払った分を計算すると、こつたらべっこの数字をよこしただけで間に合うものでないというふうに思っています。消費税が地方自治体の財政に与える悪影響というのは、やはり深刻に考えるべきだというふうに私は思いました。

以上です。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） 質疑ないようですので、次に22ページから25ページまでの10款地方交付税から12款使用料及び手数料まで質疑を許します。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 25ページの公営住宅使用料です。建設課長に伺いますけれども、同じ年代に同じ規模の公営住宅を建てた場合、どこの町に住んでいようが、その人の収入によって決算していきますよね、家族数だとか。そうすると、同じ条件ですと、どこの町に住んでも同じ家賃というふうになりますか。

○建設水道課長（高野龍治君） ほかの町に関しましては調査しておりませんので、お答えできません。

○5番（真貝政昭君） 家賃計算の基本は、計算の仕方は政令所得みたいな言葉使いますが、同じ計算式を使っているのではないですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 計算式はほとんど同じだと思いますけれども、建物の面積とか、あと構造ですね、簡易平家建てとかRCとか、そういった様々なことがありますので、一概に全てが同じだとは、一番面積が変わってきますので、同じだとは言えないと思います。ただ、調べてい

ないから、はっきりしたことは申し上げることはできません。

○5番(真貝政昭君) 私もはっきりしたことは言えないのですが、今説明があったように、構造だとか面積だとかが同じ条件で、それから入居する家族の方たちの条件も同じだとすると、大体似たような家賃というふうに想定することができるのではないかという、そういう質問だったのです。

○建設水道課長(高野龍治君) 大体は同じだと思います。

○5番(真貝政昭君) 一番上のほうに幼児センターの保育料がありますけれども、おさらいなのですけれども、幼児センターの保育料についてはゼロ歳児から2歳、3歳未満児までについては保育料金をいただくと。それから、3歳以上児については無料と。ただ、給食費については所得制限みたいなのがあったと思うのですけれども、詳しい説明は要りませんけれども、所得に応じていただく家庭があるという、そういう認識でいるのですけれども、それに間違いはないでしょうか。

○幼児センター所長(三浦卓也君) ただいまのご質問にお答えいたします。

給食費につきましては、第1階層から第5階層までの、いわゆる納税額がございまして、その適用、5段階に分けながら、例えば1,700円という額であったり6,200円という額であったりというようなことで納税額に応じて分けて徴収をしているところでございます。

○委員長(山口明生君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山口明生君) 質疑ないようですので、次に24ページから33ページまでの13款国庫支出金から14款道支出金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山口明生君) 質疑ないようですので、次に32ページから37ページまでの15款財産収入から18款繰越金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

○5番(真貝政昭君) 古平小学校から古平中学校、ページ数でいくと35ページになりますけれども、中学校の場合の総勢の教職員数、それから小学校の場合の総勢の教職員数、そのうち町内の教職員住宅またはそれに類する住宅に住まわれている方、何人か分かりますか。教職員住宅貸付収入というところがそのうちの何割くらいなのか、人数でもよろしいですし、説明してください。

○教育次長(本間克昭君) 今現行の教職員人数、はっきりとした数字、今出てこないのですけれども、たしか小学校が18だと思えます。中学校が15です。それで、うち古平町内に住んでいる方なのですけれども、教職員住宅にそのうち小学校の先生で入っている方が2名です。それと、中学校の先生で入っている方が4名です。それと、民間の住宅に入っている小学校の事務の方が1名おります。それと、あと先生とは違うのですけれども、英語の指導のALTも教職員住宅に入っております。

○5番(真貝政昭君) そうしたら、今説明があった中学校の4名、小学校の2名が教職員住宅貸付収入というふうに見ればいいのですか。

○教育次長(本間克昭君) ただいま真貝委員おっしゃった方プラスALTです。英語の指導教員も教職員住宅の人数に入っています。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） 質疑ないようですので、次に36ページから41ページまでの19款諸収入から20款町債まで質疑を許します。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 40ページの臨時財政対策債です。これ、いずれなくするというのを記憶しているのですけれども、事実かどうかというのを確認したいのですが。

○総務課長（細川正善君） 真貝委員の質問にお答えします。

臨時財政対策債がいずれなくなるのかというご質問だったと思うのですけれども、そのような認識で間違いありません。

○5番（真貝政昭君） たしかこの臨時財政対策債は地方交付税に交付する総額から何千億円ともぎ取った時代がありましたよね。それが小泉政権から始まったのか、出だしが記憶がないのですけれども、そこら辺記憶呼び覚ましてほしいのと、この臨時財政対策債というのはその見返りとしてこういう起債をやってもいいと。これに対する国の補填というのがありましたよね。それが起債のうちの何%のあれでしたか。数字を教えてくださいたいのと、それから……。まず一回。

○総務課長（細川正善君） まず、臨時財政対策債の制度についてご説明いたします。

臨時財政対策債というものは、国のほうで各地方に配る地方交付税、その地方交付税の特別会計、国のほうの地方交付税特会、その財源が不足しているため地方に配るお金がないと。なので、地方のほうで借金をして、その分賄ってくださいというのが基本的な考え方です。平成13年からこの臨時財政対策債始まってございます。借入れして、その償還分については普通交付税で100%基準財政需要額に算入されることとなります。

○5番（真貝政昭君） なくするという意味が分からなくて、責任を果たしたということでそういう国の方針なのか、それとも期限つきで減らした分手当てするからということできなくすると、そういうことなのか。後段のほうであれば納得できるところはあるのですけれども、前段の部分で途中で責任放棄するのであれば、それは問題だというふうに思うのですけれども、どちらでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 私の認識では、国のほうの交付税特会が不足分がなくなってきたと、原資である国税五税ですか、その原資がある程度確保できたので、不足分がなくなったからなくなるという認識でございます。

○5番（真貝政昭君） そのなくなる時期というのは、はっきりしているのですか。

○総務課長（細川正善君） 申し訳ございません。

そこまでは、はっきりと押さえてございませんので、後ほどお答えいたします。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） 質疑ないようですので、これで令和4年度一般会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

次に、令和4年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についての質疑を行います。158ページから169ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 課長、今回の令和4年度の決算を見ると、差し迫った危険な状況というのはここしばらくないように思っているのですけれども、こういう安定した状況が続きますと、国保税の引下げの可能性はあるのではないかと、やってもいいのではないかとこの思いがあります。極めて負担の高い税率なので、その点令和4年度の決算を終えてどのような認識でしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 黒字決算が数年続いているのは事実でございますが、今後道での保険料統一が目前に迫っているのと、まずその前に古平町で現行4方式で税金徴収しておりますけれども、それを3方式に変える必要性がございます。その際には、税率上がる可能性もありますので、今黒字が数年続いたところで国保税を下げて、また何年もしないうちに税金変わるといのは考えづらいことだと思いますし、今のところ税金の率を変えることは考えておりません。

○5番（真貝政昭君） 国保税については、経済的弱者に対する対応の仕方、今までやってきましたけれども、その分それを超えた階層について負担増というふうになってきました。こういう物価上昇のさなか、やはり国保に加入している人たちの経済的負担を軽くするという観点から、以前行われていたような一般会計からの繰入れによって国庫税の引下げというのは取れるのではないかと。国保の担当者から一般会計の担当者に対して国保に財政的な支援をすれば、そういう要請をすれば税率の引下げは可能ではないかというふうに思っているのですけれども。

○町民課長（五十嵐満美君） 確かに国保税は高いと思いますけれども、物価高騰などの影響は国保に限らず町民全体、国民全体に影響を及ぼしていると思います。先ほども申し上げましたとおり、この二、三年後には3方式に変える予定がございますので、今一般会計からの繰入れでというお話もございましたが、それも含めて考えてございません。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） 質疑ないようですので、これで令和4年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

次に、令和4年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。186ページから195ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 説明資料で後期高齢の保険料で普通徴収、特別徴収ありますけれども、この資料にはその区分け書いていましたか。

○町民課長（五十嵐満美君） 決算の説明資料には載ってございません。予算説明資料のほうには載っていたかもしれないのですけれども、手持ちの資料でも普徴、特徴別に分けた資料を今日持ってきておりません。申し訳ありません。

○5番（真貝政昭君） 保険証で短期保険証の交付状況は、例年と同じく数名程度というふうに押さえてよろしいですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 後期高齢につきましては、令和4年11月に道内全部の自治体に通知がございまして、短期証と資格証明書を基本的には交付しない方針になっております。理由としては、職員の手間を考えたときに効果あまり見られないということと、滞納している方についてはそれ以外の方法で交渉してくださいということで、基本的に短期証を交付しないという方針出され

ていますので、古平町もそれに倣っております。

○5番（真貝政昭君） 後期高齢がそういう方針だということなのですからけれども、国保のほうについても同じような方向性は取るという傾向はないのですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 国保につきましては、広域連合の関係ございしますが、今のところなくするという話は聞いておりません。ただ、マイナ保険証に変わる際には何らかの動きがあるのかなというふうに考えていますけれども、今のところはそういう話、情報も来ておりません。

○5番（真貝政昭君） 特に短期保険証だとか、今資格証明書とか発行していませんけれども、例えば子供を持つ家庭で修学旅行に行った場合、恥ずかしい思いをするだとかという問題がありましたけれども、国保の広域のほうにもそういう方向で普通の保険証で発行するよという働きかけをぜひしていただきたいなと思う次第です。

終わります。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） ないようですので、これで令和4年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

次に、令和4年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。212ページから223ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○4番（高野俊和君） 221ページの、予算でも聞いたかと思えますけれども、この中に配水管の修繕費と配水管の漏水調査の業務委託料があるのですけれども、この2つは両方とも浄水場の中のことの委託料でしたでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 配水管修繕料63万3,930円、それと配水管漏水調査業務委託料49万5,000円、これにつきましては浄水場の施設の中でなく、市街地の道路に埋まっている配水管の修繕と、その配水管の漏水調査です。

○4番（高野俊和君） 毎年行うことが必要な項目なのですか、これ。

○建設水道課長（高野龍治君） まず、配水管の修繕料につきましては、基本的に漏水が発見された場合に修繕しております。そういったものでございます。

それと、配水管の漏水調査業務委託料につきましては、ここ数年夜間の配水量が増えてきているというのがあって、ここ数年実施しているもので、そういうものがなかったら実施はしないのですが、令和4年度につきましては浜町地区と西部地区で2.2キロ漏水調査しておりまして、その結果浜町地区では2件の漏水、それと西部地区では1件の漏水ということで漏水を確認しております。

○4番（高野俊和君） 素人考えでいけば、配水管って漏水以外に修繕することって何かあるのかなと思うのですけれども、漏水以外にも修繕することというのは毎年やっているものなのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 基本的に配水管の修繕料でございますけれども、よく給水管……配水管がありまして、それで各家庭に引く給水管の細い管もこっちで管理しているわけなのですが、あとメーター器、水道のメーターまでは古平町のほうで管理している部分なのですが、そのメーター器の接続部分で漏水とかが確認されることがよくありますので、今令和4年度に関してはその部

分の修繕が多かったという状況でございます。

○5番（真貝政昭君） 219ページの公課費で消費税及び地方消費税納付金です。水道に関しては、2回の納付で、前期は前年度の見込みで支出して、2回目については確定というのですか、それで支出するということなのですけれども、この698万6,200円というのは見込みで払った分プラス誤差ですね、プラスであれば足し算、そして2回目の支出の納付のときは確定したやつなので、その合計がこの数字というふうになりますということでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） この消費税の納付金額に関しましては、9月までに申告額を計算しました額、それがまず402万7,000円支出しております。それで、その申告額に対する中間納付として1月に147万9,600円、同じく中間納付としまして3月に147万9,600円支出しております。

○5番（真貝政昭君） この水道についても年度なので、4月から3月までが決算というふうになりますよね。その間の確定した数字がこの698万6,000円ということでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 納付につきましては、この4年度に支出しておりますが、申告する計算につきましては3年度の決算に基づいて4年度に申告するという運びになっております。

○5番（真貝政昭君） そうしたら、一応決まりとして見込みで決算すると、そういう押さえ方でよろしいですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 9月に、先ほど402万7,000円納付したと言っている部分につきましては、これは見込みでございませぬ。3年度の決算に基づいて計算した結果で納付するといったものです。そして、先ほどの1月と3月におのおの147万9,800円、2回納付しておるわけですが、これは先ほどの申告した額に対する何%というような形で、昨年につきましては大体50%納付するといったものなので、一応ここが見込みの納付かなという形となります。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） 質疑ないようですので、これで令和4年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

次に、令和4年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。240ページから249ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 公共下水道料金の減免措置というのはなかったですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 減免措置は用意しておりませぬ。

○5番（真貝政昭君） 快適な住生活を送るためには、公共下水道ということが一番健康的にもよろしいですし、ただ標準的な家庭で毎月20トン水使って、その分公共下水道料金も取ると、ただくというふうになって、古平は決して安いほうではないですよ、水道料金も下水道料金も。例えば非課税世帯に対して減免措置を講じるだとか、全て料金の決める条例には減免措置、町長が判断すれば減免制度というのが1項目ありますよね。それは、やっぱり活用すれば利用者も増えるのではないかというふうに思うのですけれども、水道も含めて下水道料金も併せて下水道につながっているのであれば減免制度を研究すべきではないかと思うのですが。

○建設水道課長（高野龍治君） 先ほどの回答で減免制度はございませぬと間違った回答をしてし

まったので、訂正させてください。

災害とかそういった場合の形で被災を受けたような方に対しては、町長が認める場合減免ができるというような条文がたしかあったと思います。ただし、非課税世帯とか高齢者の独居とか、水道のような減免制度というものは持っていないということでございます。

今減免制度をつくったからといって、下水道の普及率が効果的に上がるのかと言われますと、これは上がらないと思います。というのは、今ほとんどつけていない、下水道に接続をしていない方につきましては、高齢な方がかなりの方を占めておりますので、この方に対しては戸別訪問するなりして接続の勧奨をしたりしているわけですが、なかなか強制的に接続してほしいというような形では頼めないというものがありますので、少しくらい減免したからといって普及率が効果的に上がるものではないと私は思っております。

○5番（真貝政昭君） ただ、これからの空き家対策という面もありますけれども、リフォームという形で若い世代を呼び込むという考え方もありますよね。下水道につながっていない場合、接続するという方策、道もありますので、やはり決して無駄な考え方ではないというふうに思うのです。ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） 質疑ないようですので、これで令和4年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時49分

再開 午後 3時57分

○委員長（山口明生君） それでは、会議を再開します。

次に、令和4年度介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。266ページから277ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 273ページを見えています。それで、介護医療院が2階、それから1階が海のまちクリニックということで、海のまちクリニックのほうは特別会計で次に控えています。

それで、あの建物1つでどれくらいの費用がかかって、どれくらいの収入があるかというのを見比べようとしているのですけれども、介護医療院で事業費として1億1,000万何がしが出ています。この中には、職員給料だとか会計年度任用職員報酬だとかいろいろ載っています、手当とか。それで、これと、それから次の海のまちクリニックの特別会計と併せて、さらに一般会計のほうでお医者さんの報酬というか、それも民生費のほうでたしかあったように思うのですけれども、3つ合わせないと分からないような状況なのかどうか、説明してくれませんか。全体的にどこを見れば歳入があって、そして歳出がどこだと。それで、1階と2階併せて見れるのだと、そういう説明です。

○町立診療所事務長（細川武彦君） 介護医療院のほうは、説明資料の175ページで歳入と歳出が載

っています。それと、診療所特別会計の歳入歳出のやつを足していただければ総額になります。先生の給料のほうも特別会計それぞれに入っています。

○5番（真貝政昭君） これ以外に一般会計のほうでは全く見る必要はないということですか。

○町立診療所事務長（細川武彦君） はい、そのとおりです。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） 質疑ないようですので、これで令和4年度介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

最後に、令和4年度診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。ページ飛びますが、294ページから305ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 一般質問では、教育施設、介護施設等の冷房装置というのを上げたのですが、海のまちクリニック、それから介護医療院のほうの冷房、エアコンですね、その設置状況を確認したいのです。

それで、例えば2階の介護医療院のほう、入院というか、介護ベッドがそれぞれ部屋にありますけれども、快適な状況がつくられているかどうかというのを確認するために伺うのですが、エアコンの設置状況というのはどういうふうになっていますか。

○町立診療所事務長（細川武彦君） 介護医療院のほうについて、居室にはエアコンはついていません。ただ、廊下だとか食堂、あと職員のナースステーションにはついてます。それで、扇風機とかで各部屋のほうに送風して、部屋の温度を保つようにしています。あと、下のほうについては、各部屋にエアコンを設置してあります。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） これで質疑は全て終了いたしました。

これから令和4年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（山口明生君） 起立多数です。

よって、本件は認定することに決しました。

ただいま認定されました令和4年度古平町各会計歳入歳出決算については、会議規則第76条の規定に基づき、議長に報告するものといたします。

◎閉会の宣告

○委員長（山口明生君） 以上をもちまして本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

会議を閉じます。

これをもって決算審査特別委員会を閉会します。

閉会 午後 4時04分